

アメリカ (United States of America)

面積 : 9,826,675km² 人口 : 3億1,323万人 (2011年)

I スポーツ政策の基本制度

1. 歴史的背景、今後の動向および現状

(1) スポーツ政策の歴史的背景および今後の動向

「スポーツを抜きにしてアメリカ社会は語れない」というほど、市民のスポーツ活動からショーアップされたプロスポーツまで、多様性と規模をもってスポーツが身近なところにある。この背景には、それらを支える膨大なスペース、施設などのハード面とメディアやプログラムなどのソフト面の充実、そして実践するだけでなく世代を超えて応援を楽しむ人々の三者がそろった環境がある。これらは身体への健康への意識だけでなく、娯楽として認識、スポーツそのものの価値を認める国民性などによって、広く支えられている。まさに、スポーツ大国アメリカといわれるゆえんである。

歴史的にみると、1900年初頭の大学スポーツ問題や一部プロスポーツとの関わりを除けば、長い間、政府はスポーツの領域に関与することに消極的であった。しかしながら、青少年の体力低下問題、莫大な医療費とかかわる国民の健康問題、オリンピックや世界選手権などハイレベルのスポーツ競技の国際的注目度、そして華やかな大学スポーツやプロスポーツをはじめとするスポーツ興行の巨大ビジネス化などを背景に政府としても関与する必要性が増してきた。特に、国際的な競技スポーツの状況の変化をうけて法制化された「アマチュアスポーツ法」(The Amateur Sport Act of 1978)は、アメリカのスポーツ政策の基本的スタンスを表すこととなった。すなわち、連邦法規によってスポーツに関する統括組織を認可することで、その団体に権限を委任する形式をとった。

もともと、アメリカは、地方分権がすすんだ連邦国家であるため、その行政的権限は、外交、国防や人種差別などのような特殊な問題を除いては、州および地方公共団体に委ねられている。通常は、学校教育などについても、各州や行政区で体育を規定する法の形式、管轄する機関あるいは時間配分等もさまざまであることは確認しておく必要がある。従って、連邦法規によって規定することは国としてスポーツをしっかり支えていくという特別な意味をもつことといえる。

(2) 国民のスポーツ参加動向

1) スポーツ実施状況

スポーツ活動が盛んに行われている半面、その実態を把握する資料は少ないのが現状である。理由としては、国民の各種“スポーツ”の実施状況を把握するための機関が連邦政府内にないことがあげられる。国レベルでのスポーツ振興が非政治、非営利、独立の民間団体であるアメリカオリンピック委員会 (United States Olympic Committee : USOC) にかなりの部分託される一方、連邦政府機関の中では保健福祉省 (Department of Health and Human Services) が、国民の健康増進および疾患予防のための“身体活動 (physical activity)”の促進を所掌している。

身体活動については、保健福祉省の部局である疾患抑制・予防センター (Centers for Disease Control and Prevention) やその附属機関である国立健康統計センター (National Center for Health Statistics) などが国民の健康増進、疾患予防行動に関する調査を定期的実施し、データの収集と公表を行なっている。

2010年5月、疾患抑制・予防センターは身体活動に関する全州対象調査報告 (State Indicator Report on Physical Activity 2010) を発表した (図表 U-1)。同報告では、1週間に150分以上の「ややきつい～非常にきつい」運動をおこなった成人 (18歳以上) の割合を64.5%、同300分以上を43.5%、全く身体活動を行なわなかった成人の割合を25.4%としている (すべて非勤務時間：“When you are not working...”あるいは余暇時間“Leisure-time”での身体活動が対象)。*1

図表 U-1 アメリカにおける身体活動の実施率 (18歳以上) (%)

実施条件	2010
1週間に150分以上 「ややきつい～非常にきつい」身体活動	64.5
(1週間に300分以上「ややきつい～非常にきつい」)	(43.5)
上記条件以下での身体活動	10.1
非実施	25.4

出典：疾患抑制・予防センター：State Indicator Report on Physical Activity 2010

また、全米スポーツ・グッズ協会 (Sporting Goods Manufacturers Association : SGMA) がスポーツ用品市場の規模や動向に関する資料を得るために、2009年に6歳以上を対象に実施した調査 (独自の分類による117種目のスポーツを対象/2009年の1年間に1度以上実施でカウント) によると、実施者が最も多かった運動・スポーツ種目はウォーキングで、推計人口は1億1千万人、以下ボウリング (5,730万人)、ランニングマシンでのランニング (5,140万人) などの順となった。*2 上位10種目中、ウォーキング、ランニング/ジョギングなど個人でできる種目が半分以上を占めている (図表 U-2)。

同調査では2000年実施の同様の調査との比較も行なっており、実施人口の上位10種目中、2000年からの伸びが最も大きかった種目はストレッチ (47.5%)、次いでランニング/ジョギング (39.8%)、ランニングマシンでのランニング (37.9%) となっており、個人が自分のペースで行なえる種目が高い人気を得ていることがうかがえる。

*1 State Indicator Report on Physical Activity, 2010 Behavioral Indicators by Dept. Of Health and Human Services, CDC

*2 2010 SGMA Sports & Fitness Participation Topline Report -Full Report-

図表 U-2 種目別運動・スポーツ実施人口（上位 10 位）

	種目	2000年	2009年	9年間 の変化
1	ウォーキング	90,982	110,095	21.0%
2	ボウリング	51,938	57,293	10.3%
3	ランニングマシンでのランニング	37,287	51,418	37.9%
4	フリーウエイトトレーニング（ダンベル）	33,784	45,934	36.0%
5	ランニング/ジョギング	31,398	43,892	39.8%
6	ビリヤード	46,336	43,005	-7.2%
7	釣り（フライフィッシング以外の淡水での）	43,696	40,961	-6.3%
8	サイクリング（舗装道路上での）	-	40,140	NA
9	ウエイトトレーニング（マシン）	32,144	39,752	23.7%
10	ストレッチ	24,613	36,310	47.5%

出典：2010 SGMA Sports & Fitness Participation Topline Report -Full Report-より作成

2) スポーツクラブ加入状況

国際ヘルス・ラケット・スポーツクラブ協会（International Health, Racquet & Sportsclub Association : IHRSA）などが2007年に実施した調査によると、公園・レクリエーションセンター、病院のフィットネスセンター、YMCA、大学のスポーツセンター、民間フィットネスクラブなどのスポーツクラブ（ヘルスクラブ）の会員数は、4,150万人であった。同調査報告によると、会員数はここ5年で3,900万人～4,200万人で推移し増加率に鈍化がみられるものの、20年前（1987年）の1,730万人と比べると約2.4倍という数字となっている。*

IHRSAは4,150万人の内訳を、①営利セクターのフィットネスクラブなどの会員：2,040万人、②非営利セクターのクラブ（YMCA、ユダヤ系コミュニティ（Jewish Community Centers : JCC）、病院付属、市営・居住エリア付属、大学および軍施設付属）の会員：1,720万人、③①に属さない小規模の営利スポーツクラブ（独立系フィットネスクラブ、エアロビクススタジオ、リゾート施設、温泉施設、ホテル、ゴルフクラブなど）の会員：390万人の3つに分類している。

* 2003 IHRSA/American Sports Data Health Club Trend Report

2. 国のスポーツ担当機関

(1) 中央組織

1) 保健福祉省 (Department of Health and Human Services)

アメリカの連邦政府レベルで運動・スポーツと関係するのは保健福祉省 (Department of Health and Human Services) になるが、国全体のスポーツ政策を統轄する機関ではない。政策は基本的には各州政府に委ねられている。政府機関としては、1956 年青少年の体力問題を契機に行政部門の 1 つとして「青少年の体力に関する大統領カOUNシル」が創設され、その後スポーツをその対象に加えて発展してきた。そして現在この機関は、2010 年オバマ大統領によって従来の対象にさらに栄養部門を加えて、「大統領フィットネススポーツ栄養審議会 (President's Council on Fitness, Sports and Nutrition :PCFSN)」と名称を変更し、保健福祉省に属する機関となっている。その目的は、国民に規則正しい体力づくりとスポーツ活動の重要性を認識させ、プログラム等を提示することにより、その実践を援助することである。今日、この審議会は 25 人のボランティアメンバーからなり、近年の予算は 100 万米ドル程度で運営されている。スポーツ政策というよりも、健康運動・体力づくりのためのキャンペーン推進機関に位置付けられるが、高い評価を受けている組織といわれている。そのほか、スポーツ行政とは異なるが、国務省・教育文化局 (Department of State, Bureau of Educational and Cultural Affairs) にはオリンピックなどの国際競技会の開催など、スポーツの国際交流に関する窓口として、国際スポーツ推進課 (Director of International Sports Initiatives) が置かれている。

(2) 地方組織

主要なスポーツ施設やプログラムの運営は、市町村あるいは郡単位のスポーツ委員会 (Sports Commission) が担当しており、この他、公園やレクリエーション全般を専門に担当する公園・レクリエーション局 (Parks and Recreation Department) もある。後者の場合、運動やスポーツはその一部の機能として、間接的な関わりとなるが、一般の人々が運動やスポーツをする場合には、地域の公園やレクリエーション施設等を利用することが多く、その意味では公園・レクリエーション局の役割は大きい。

(3) その他

1) アメリカオリンピック委員会 (United States Olympic Committee : USOC)

アメリカのアマチュアスポーツを統轄しているのは、連邦法規である「アマチュアスポーツ法 (The Amateur Sport Act of 1978)」によって認められたアメリカオリンピック委員会 (United States Olympic Committee : USOC) である。同委員会のもとには、国内統括団体レベルからスポーツ委員会までさまざまな団体が加盟している。加盟団体として、オリンピックおよびパンアメリカン競技種目部門として夏季 37 競技団体、冬季 8 競技団体、地域オリンピック発展プログラム団体として 6 団体、コミュニティパートナーズが 10 団体、複合スポーツ団体が 35 団体 (その内、地域ベースのスポーツ団体が 20 団体、障害者スポーツ関連が 7 団体、学校スポーツ関連が 4 団体、軍隊スポーツ関連が 4 団体)、総計 96 団体がメンバーとして加盟している (図表 U-3、U-4)。同委員会は連邦政府から独立した民間の統轄機関であるが、業務の性格上連邦政府との関わりが深く、1991 年からは首都ワシントン DC に政府関係連絡事務所を置き、連邦政府や議会と連携・情報共有を図っている (図表 U-3 の詳細な表は、本章の最後に掲載)。

なお、アメリカオリンピック委員会と加盟競技団体は国税庁が認定している非営利団体であり、団体への寄付金に対する免税措置が適用される。

1978 年 11 月に制定された「アマチュアスポーツ法」は、同委員会に広く国民のスポーツ参加を促進するよう義務付けており、USOC プログラムズと題し、青少年や地域のための活動もおこなっているが、主としてエリートスポーツに焦点が当てられているのが現状である。

図表 U-3 アメリカオリンピック委員会 (USOC) の加盟団体

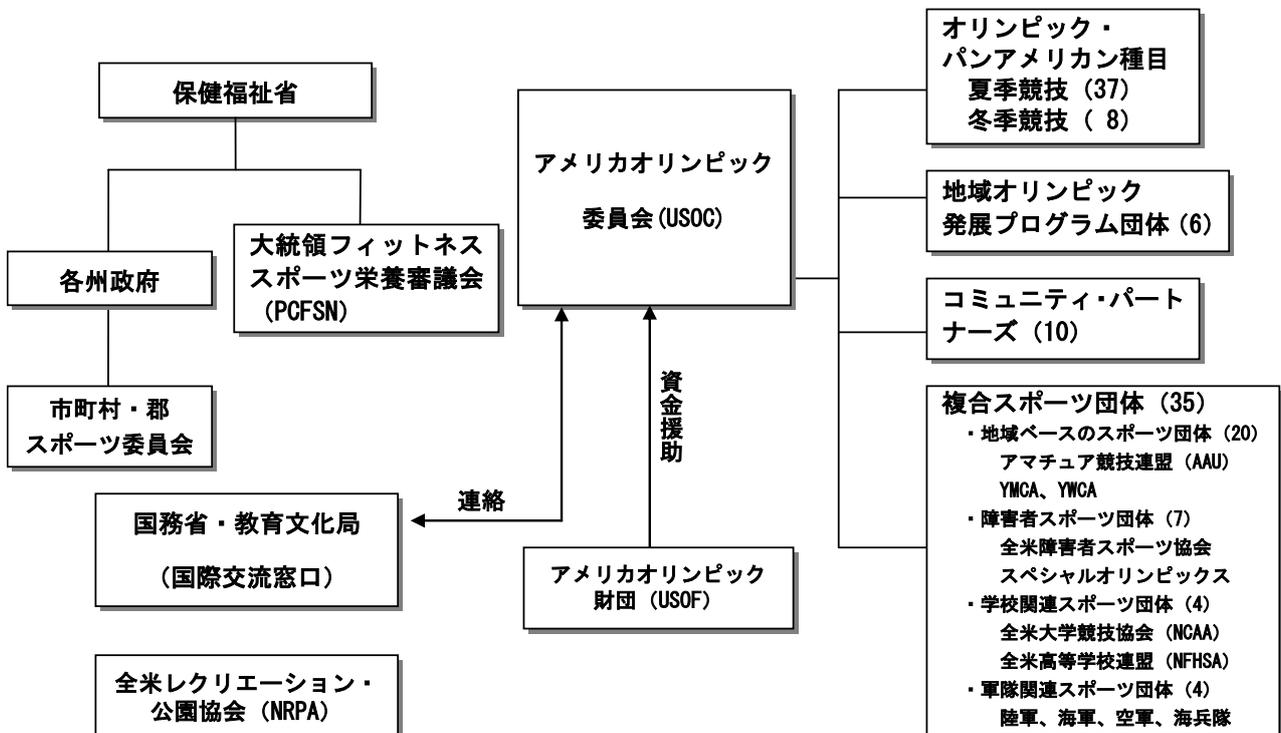
加盟団体	団体数
オリンピック、パンアメリカン競技種目部門	45
夏季競技団体	37
冬季競技団体	8
地域オリンピック発展プログラム団体	6
コミュニティ・パートナーズ	10
複合スポーツ団体	35
地域ベースのスポーツ団体	20
障害者スポーツ関連団体	7
学校関連スポーツ団体	4
軍隊関連スポーツ団体	4
総計	96

出典：アメリカオリンピック委員会 Affiliated Organizations より作成

2) 全米レクリエーション・公園協会 (National Recreation and Parks Association : NRPA)

市民レベルのスポーツ振興という観点からは全米レクリエーション・公園協会 (National Recreation and Parks Association : NRPA) の役割も大きい。同協会は、国内 2 万 3,000 の地方自治体の公園・レクリエーション関係機関をはじめ民間団体、学術団体などから成る民間非営利の全国統括団体であり、公園・レクリエーション施設の管理・運営、またレジャー・レクリエーション行政等において、全国レベルおよび地域レベルで大きな影響力をもっている。連邦政府だけでなく、州政府、市町村レベルに至るまで、あらゆるレベルで公園・レクリエーション行政との結びつきを強めている。「NRPA ANNUAL REPORT FY10」によると、2010 年度の同協会の総収入は 1,311 万 9,715 米ドルであり、総支出が 1,259 万 6,014 米ドルである。

図表 U-4 アメリカのスポーツ組織体制図



出典：アメリカオリンピック委員会資料より作成

3. スポーツ関連法

(1) オリンピック・アマチュアスポーツ法 (Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act 1998)

1975年、当時のフォード大統領は、オリンピック大会での成績不振の原因究明とその一因と思われる各スポーツ組織間の紛争解決をはかるため、「オリンピック・スポーツに関する大統領諮問委員会」(The President's Commission on Olympic Sports: PCOS)を設置し、同委員会の詳細な報告書をもとに、1978年に「アマチュアスポーツ法」が成立している。副題として、「アメリカ合衆国のアマチュアスポーツ活動を推進・統合し、アマチュア競技者の権利を認可し、そして国内統括団体に関する論争およびその他の目的達成に関する論争を解決するための法律」と付記され、1950年に成立した「アメリカ合衆国オリンピック協会を統合する法律」を修正することとなった。

これによって、アメリカオリンピック委員会 (USOC) は、アマチュアスポーツを統轄する中央組織として認定され、オリンピック、パンアメリカン大会などの国際競技会の役員、選手の選考決定権を全面的に得て、アマチュアスポーツ活動の推進と競技組織間の調整機関となった。そしてまた、各競技団体を代表する国内統括団体を認可することにより、USOCを中心としたアメリカのアマチュアスポーツ機構が統一、完成したわけである。国際競技力の向上への対策が当初中心的な課題であったが、法律の制定過程で最終的には、法人の目的の条項内にフィジカル・フィットネスと国民参加の推進・援助、女性スポーツ、障害者スポーツ、マイノリティスポーツの奨励・援助等があげられた点は、広くスポーツ振興を対象に入れ、その成立を後押ししたといえる。また、法人の非政治性、非営利性が強調された点、オリンピック委員会の名称の独占的使用が規定された点なども現代的課題として重要であった。その後、1998年にクリントン大統領の署名で本法は、パラリンピックとの関係を規定し、さらに選手や組織の紛争解決のためにアドバイスすることのできるオンブズマン制度を取り入れ、オリンピック・アマチュアスポーツ法 (正確には、制定に貢献のあった議員名を冠にして、Ted Stevens Olympic and Amateur Sports Act) と改称されている (Epstein, 2003)。

(2) 体育促進法 (Physical Education for Progress Act 2000)

1965年成立の初等・中等教育法の第10篇*。幼稚園児から小中学生までの体育のプログラムを拡充、改善させるため、地域の教育部局 (educational agency) に補助金を拠出することなどを定めたもの。

* Title X of the Elementary and Secondary Education Act 1965

(3) タイトル・ナイン (Title IX of the Educational Amendment of 1972: 教育修正法第9篇)

1972年、ニクソン大統領の署名により成立した「Title IX」の基本的なねらいは、以下のようにならわされている。

「合衆国に住むいかなる人も、単に性が違うという理由のみで、政府から財政的援助を受けている教育プログラムや活動において参加を拒否されたり、利益を否定されたりあるいは差別にさらされることはない」

すなわち、連邦政府から財政的援助を受ける教育機関において、性による差別を禁止した教育の機会均等法である。直接体育・スポーツを対象にした法律ではないが、特に性の違いによって問題が表面化しやすい体育・スポーツの分野で男女平等を保障するための重要な法律となった。1975年にその実施規則が当時の健康教育福祉省によって作成されており、第34条に教科体育について、第41条に課外スポーツについてそれぞれ掲げられている。この履行は、70年代の学校体育・スポーツ関係者の最も大きな課題であったといわれている。若干の現場の混乱はあったものの、この法による法的根拠をもちえたことで、女性の体育、競技スポーツは大きく変化し、発展することとなった。またその後も、この体育・スポーツにおける男女平等の理念の投げかけは、教育機関にとどまることなく広くスポーツ界に影響し、今日に至っている。

(4) 高齢者法 (Older Americans Act of 1965)

連邦政府や地方自治体が高齢者に対して、定期的な身体活動によって心身の健康を維持するためのサービスをを行うことを定めている。1965年に制定されてから数回の改正を経ている。

(5) 地方財政援助法 (Local Fiscal Assistance Act of 1972)

1972年制定。州政府および地方公共団体への一般財源補助制度を定めたもの。補助金の与えられるべき8つの優先カテゴリーの1つに、各自治体におけるレクリエーション施策があげられている。スポーツ施設の設置、そして運営・維持のための補助金について規定されている。

(6) 統一代理人法 (Uniform Athlete Agents Act (2000) : UAAA)

スポーツ代理人を規制する統一法であり、現在、40州とコロンビア行政区、アメリカ領ヴァージン諸島で同法が採用されている(連邦法ではないため、採用の有無は、各州の自治に委ねられている)。

代理人が関与する学生選手のスキャンダルが社会問題化し、約半数の州で何らかのスポーツ代理人規制法が成立するなど、各州で代理人規制の動きが高まる中、1997年にエージェント規制をアメリカ全土で統一のものにするという目標が掲げられ、統一代理人法 (Uniform Athlete Agents Act : UAAA) のプロジェクトが開始された。これを受けて、統一州法委員会全国会議 (National Conference of Commissioners on Uniform State Laws : NCCUSL) が3年をかけて草案を作成し、2000年にこのプロジェクトが完了した。同法は、22条から成り、代理人登録 (4条)、資格取消 (7条)、学生選手の権利 (12条)、禁止行為 (14条)、刑事・民事・行政上の制裁 (15・16・17条) などについて規定を置いている。

代理人の違法な行為は、学生選手の参加資格を喪失させたり、停止させたりする結果を生む可能性があり、またそのような行為は、チームまたは大学に対する制裁にもつながる。UAAAはそうした代理人の行為を規制し、ひいては、学生またはチーム、大学機関を保護する役割を果たしている。

(7) スポーツ責任・信託法 (Sports Agent Responsibility and Trust Act (2004) : SPARTA)

スポーツ責任・信託法 (Sports Agent Responsibility and Trust Act : SPARTA) は、統一代理人法 (Uniform Athlete Agents Act : UAAA) の動向を補強するために、制定された連邦法であり、代理人の行為について連邦取引委員会が監督することとした。また、代理人の行為によって損害を受けた大学機関は、同法のもとで、賠償請求が可能とされた。SPARTAは、UAAAを採用していない州についても、統一の代理人規制を及ぼすことに最大の意義がある。同法は、8条から成り、①略式名称、②定義、③禁止行為、④アメリカ連邦取引委員会 (Federal Trade Commission : FTC) による法の実施、⑤州による提訴、⑥学校教育機関の保護、⑦本法以外の救済、⑧各州におけるUAAA採用の奨励についての規定がある。

(8) カート・フラッド法 (An Act to Require the General Application of the Antitrust Laws to Major League Baseball, and for Other Purposes : Curt Flood Act 1998)

1922年、1953年、1972年の最高裁判決により確立した「野球への反トラスト法の適用除外の法理 (Baseball Exemption)」を部分的に排除する法律。反トラスト法とは、米国における、事業者による不当な取引制限や価格協定、市場独占を禁止する3つの法律「シャーマン法」「クレイトン法」「連邦取引委員会法 (Federal Trade Commission Act)」の総称であり、米国における独占禁止法であるといえる。1994~95年に勃発したメジャーリーグベースボール (Major League Baseball : MLB) 史上最大の労使紛争後、選手会とリーグ双方の意向により、FA、ドラフト、サラリーキャップ (年俸の総額に一定の制限を設ける制度) 等、選手市場の制限について示された「野球への反トラスト法の適用除外

の法理 (Baseball Exemption)」の一部を撤廃する Curt Flood Act 1998 が可決された。ただし、1996年に、プロのナショナルフットボールリーグ (National Football League : NFL) の取引制限を巡って下された最高裁判決 (Brown v. Pro Football, Inc., 518 U.S. 231 (1996)) は、労使関係が機能する限り、反トラスト法の介入を否定するとの見解を示しており、実質的には、選手会が解散するなどの行為に出ない限り、反トラスト法に基づく救済は困難であるとされる。

(9) スポーツ放送法 (TITLE 15 - COMMERCE AND TRADE CHAPTER 32 - TELECASTING OF PROFESSIONAL SPORTS CONTESTS: Sports Broadcasting Act of 1961)

ナショナルフットボールリーグ (NFL) の放映権管理、すなわち、リーグが全チームの放映権を一括管理し、排他的放映権を付与するという仕組みについて、連邦地裁が反トラスト法違反としたため (US v. NFL, 196 F. Supp. 445 (1961))、NFL がロビー活動を展開し、こうした契約慣行について反トラスト法の適用を除外する立法制定を求めた。そして、ナショナルフットボールリーグ (NFL)、メジャーリーグベースボール (MLB)、全米プロバスケットボール協会 (National Basketball Association : NBA)、ナショナルホッケーリーグ (National Hockey League : NHL) の4大リーグについて、放映権の一括管理を反トラスト法の規制対象外とするスポーツ放送法の制定にこぎつけた。このスポーツ放送法により、スポーツ放映はその排他性を高め、スポーツ放映のメディアとしての価値を著しく増加させることになった。

4. スポーツ関連予算、財源、税制

(1) スポーツ関連予算

1) スポーツ関係国家予算

1978年のアマチュアスポーツ法制定当時、オリンピック委員会への国庫補助を一部認めた時期はあったものの、アメリカにおいては、基本的にスポーツは連邦政府から独立したのものとしてとらえられている。先に述べた大統領フィットネススポーツ栄養審議会(PCFSN)のフィットネスおよび健康づくりを除くと、連邦政府としてスポーツ振興を直接の目的とした予算は立てられていない。

2) 地方自治体のスポーツ関係予算

アメリカは、建国当初から極めて地方分権が進んだ国である。従って、各州や地方自治体によってスポーツに対する取組も多様であり、予算のあり方もさまざまである。また、アメリカにおいては、より広範な活動領域をもつ公園・レクリエーション分野が行政上でも確立されており、これが一般市民レベルのスポーツ振興に大きく関係していると考えられる。従って、スポーツ振興関係予算の判別も複雑になる。

3) アメリカオリンピック委員会(USOC)の予算

アメリカオリンピック委員会(USOC)の2007年度予算額は1億8,111万米ドル(約153億9,435万円)で、総収入額1億4,668万米ドルの内訳は、おもに事業収入58%、寄附金21%、投資所得17%となっている。1999年から2007年の間、予算額はオリンピック開催年に顕著な増加を示し、オリンピック開催翌年に減少するという周期的な増減を繰り返している。決算額も全体的に増加傾向にあるが、特に夏季オリンピック開催年に支出増を示している。

同委員会の2009年度の予算額は1億3,550万米ドル(約115億1,750万円)で、前年度より710万米ドルの削減となった。これは、経済状況の影響だけではなく、組織運営の見直しを行い、雇用者の13%にあたる54人を解雇したことが要因である。

※1米ドル=85円で換算

図表U-5 アメリカオリンピック委員会プログラム・サービス支出(2009)(単位:千米ドル)

プログラム・サービス	支出額
メンバーサポート	60,874
国内統括団体および障害者スポーツ団体助成	39,356
選手助成	12,569
エリート選手健康保険	3,732
バリュー・イン・カインド助成	1,584
追加メンバーサポート	3,633
メンバーサービス	46,475
オリンピック・トレーニングセンター	20,855
アメリカパラリンピック	12,428
薬物コントロール	4,018
放送	3,998
インターナショナル・リレーションズ	3,865
ナショナルイベント	2,739
国際競技大会	2,322
スポーツ科学	2,300
パブリック・リレーションズ	2,210
スポーツ医学	2,154
教育および記録保管サービス	1,184
コーチングプログラム	359
プログラム委員会	109
その他	362
総プログラム・サービス合計支出	119,777

出典: アメリカオリンピック委員会ウェブサイト「Annual Report 2009」より作成

アメリカオリンピック委員会 2009 年度年次報告 (UNITED STATES OLYMPIC COMMITTEE 2009 ANNUAL REPORT) によると、2009 年度にプログラム・サービスとして、1 億 1,977 万 7,000 米ドル (約 101 億 8,100 万円) を支出している。その内訳は、メンバーサポート (国内統括団体および障害者スポーツ団体、選手等への助成) に 6,087 万 4,000 米ドル (50.8%)、オリンピック・トレーニングセンターに 2,085 万 5,000 米ドル (17.4%)、アメリカパラリンピックに 1,242 万 8,000 米ドル (10.4%)、薬物コントロールに 401 万 8,000 米ドル (3.4%)、放送に 399 万 8,000 米ドル (3.3%)、インターナショナル・リレーションズに 386 万 5,000 米ドル (3.2%)、ナショナルイベントに 273 万 9,000 米ドル (2.3%) 等となっている (図表 U-5)。

(2) 財源

1) スポーツくじ等による財源

アメリカ国内では、州政府の管轄において「State Lottery (州政府による宝くじ)」が行われているところは多いが、スポーツに特化したいわゆる「スポーツくじ」とは異なる。ただ、一般的に「State Lottery」からの収益は福祉関係やレクリエーション分野に当てられることが多く、その意味では、間接的にはあるが、市民レベルでのスポーツ振興と関係しているといえる。

2) アメリカオリンピック財団 (The United States Olympic Foundation : USOF)

1984 年のロサンゼルスオリンピックの際に、アメリカオリンピック委員会 (USOC) が得た記念コイン売上金および大会収益金の中から 1 億 1,100 万米ドル (約 94 億 3,500 万円) を出資して設立された。アメリカ国内のオリンピック・ムーブメントの振興のために、アメリカオリンピック委員会に対して資金援助を行っている。2000 年、同財団の理事会により、アメリカオリンピック委員会、国内統括団体、国内複合スポーツ団体および加盟スポーツ団体への年間助成配分は、同財団の最新の 12 四半期の純資産の平均の 5% を基本とする方針が採択された。2007 年度の運用収入は 3,067 万米ドル (約 26 億 695 万円) で、資産総額は 2 億 2,072 万米ドル (約 187 億円) である。また、助成額は、19 万 4,000 米ドル (2005)、951 万 3,000 米ドル (2006)、2,060 万 7,000 米ドル (2007) と大幅な増加傾向にあったが、2009 年は 1,063 万 1,000 米ドル、2010 年は 977 万 1,000 米ドルと減少に転じている。

3) 民間資金

スポーツの振興には民間資金がさまざまな形で導入されている。特に、1984 年ロサンゼルスオリンピック以降は民間からの資金援助が大きな部分を占めている。その民間資金の活用については、政府の直接的な関与はない。しかし、調整活動的な部分においては政府も間接的に関与することが多い。2009 年度のアメリアオリンピック委員会 (USOC) の収入の 21% は企業や個人からの寄付となっている。

(3) 税制

1) スポーツ振興に関する税制上の優遇措置

アマチュアスポーツ団体は、内国歳入法典 (Internal Revenue Code) 501 (c) (3) および IRC 501 (j) により、連邦法人所得の免税と寄付税制上の優遇措置を受けることが可能である。同法の団体に該当するスポーツ団体は、免税非営利公益法人として、その所得について非課税とされ、また、これらの団体への寄付について、寄付提供者は損金として処理することができる。

内国歳入法典 501 (c) (3) は、慈善事業、宗教、教育、科学、文学、動物愛護、国内外のスポーツ振興等の事業を行う非営利団体について、税制上の優遇を受けることができるとしている。スポーツ団体については、①慈善事業、②教育事業、③国内外のスポーツの振興事業等を行う非営利の団体のいずれかに該当していれば、免税非営利公益法人となる。なお、③については、施設や道具の提供が

ある場合は非課税の対象にならないとされており、この要件で排除されるスポーツ団体も少なくない。ただし、1982年、同法典に501(j)が追加され、同条にいう「特定スポーツ組織 (qualified amateur sports organization)」に該当する場合には、施設や道具の提供の有無に関わりなく、税制上の優遇を与えることとされた。こうしてアメリカオリンピック委員会等の団体は501(j)「特定スポーツ組織」として、免税非営利公益法人の地位を得ている。その要件としては、①もっぱら国内外のスポーツ振興のために組織、運営されていること、②主として、スポーツの全国大会や国際大会に出場するアマチュア選手の援助、育成を目的として組織、運営されていることとされている。

大学スポーツについては、ビジネス化が加速し、巨額の収益をあげる状況に鑑み、税制度の優遇についての見直し論も浮上している。たとえば、連邦議会予算局 (Congressional Budget Office) が公表した2009年の“Tax Preference for Collegiate Sports”では、以下のように指摘されている。

「大学スポーツについては、アメリカンフットボールとバスケットボールは、プロをしのぐ収益をあげる。たとえば、全米大学競技協会 (The National Collegiate Athletic Association : NCAA) の男子バスケットボールトーナメントだけで、1億4200万米ドルの収入をあげ、アメリカンフットボールも同様の状況にある。一般の大学に適用される税法上の優遇を与えるべきかについては検討が必要である。」

プロスポーツについては、セントルイス・カーディナルズの傘下にあるマイナーリーグベースボール (Minor League Baseball : MiLB) トリプルAのチームを運営するメンフィス・レッドバード財団 (The Memphis Redbirds Baseball Foundation) のみが、プロチーム運営団体の中で、はじめて免税非営利公益法人として税制上の優遇をうけるに至った。同団体はそのミッションを、スポーツ、教育、内部志向型の若者に焦点を当て、収益をすべて、「野球を町に呼び戻すプロジェクト (Returning Baseball to the Inner City : RBI)」および「公教育制度に野球を呼び戻すプロジェクト (Sports Teams Returning In the Public Education System : STRIPES)」に還元していることなどにより、1998年に内国歳入法典501(c)(3)に該当すると認められた。

2) プロスポーツのスタジアム・アリーナ建設への公金支出

プロスポーツチームのスタジアムの設立、運営については各都市で税制あるいは財政支援の状況は異なるが、概して、税制の優遇、あるいは多額の財政支援が実施されている。

メジャーリーグベースボール (MLB) およびナショナルフットボールリーグ (NFL) では、1990年から2009年の間に41件のスタジアムが建設されたが、この経費182億100万米ドル (約1兆5,471億円) に対して59.4%の108億1,244万米ドルの公金が支出されている。1件あたりの平均は、2億6,371万米ドル (約224億1,500万円) となっている。他方、全米プロバスケットボール協会 (NBA) やナショナルホッケーリーグ (NHL) が所有するアリーナについては、38件が新設されており、経費が92億7,616万米ドル (約7,884億7,400万円)、そのうち50.2%に及ぶ46億5,953万米ドル (約3,960億6,000万円) が公金からの支出となっている。なお、1件あたりの平均は1億2,261万米ドル (約104億2,200万円) である。地方都市によるメジャースポーツ (MLB、NFL、NBA、NHL) チームの誘致合戦が過熱しており、球団側がこの状況に乗じて、スタジアムあるいはアリーナ建設を巡る好条件を地方都市から引き出している。このことが、多額の公金がスタジアム建設に投入される背景となっている (Charles Santo and Gerard Mildner, Sport and Public Policy, 2009 at 68 図表参照)。

II スポーツ政策の施策事業

1. スポーツ基本計画

アメリカにおいて、直接的な連邦政府機関からのスポーツ基本計画は存在しない。その役割はアメリカオリンピック委員会の施策に委託された形となっている。ただし、国レベルの広く健康に関する指針といえるものは保健福祉省からの一連の「ヘルシーピープル」や全米身体活動計画(The U.S. National Physical Activity Plan)から出されている「アメリカのための全米身体活動計画 (National Physical Activity Plan for United States)」等があげられよう。主として、これらは健康増進と疾病予防、障害の改善等を目的としたもので、それぞれ広いカテゴリーの中のうちの1つに「身体活動とフィットネス」あるいは「公園、レクリエーション、フィットネスとスポーツ」として項目を挙げ指針を示すものとなっている。これらについては、次の生涯スポーツ振興施策にあたりと考えられる。

2. スポーツ振興施策

(1) 生涯スポーツ振興施策

1) スポーツ参加促進施策

①ヘルシーピープル 2020 (Healthy People 2020)

保健福祉省 (Department of Health and Human Services) では、1979 年以来、健康増進と疾病予防について 10 年ごとの国民の目標を定めた「ヘルシーピープル (Healthy People)」を発表している。「ヘルシーピープル 2020」では 38 のカテゴリーそれぞれにおいて簡明な目標設定がされている。保健福祉省の管轄にある大統領フィットネススポーツ栄養審議会 (President's Council on Fitness, Sports and Nutrition :PCFSN) は広報的な活動を中心に、また公的機関と民間の機関の協力関係を重視して青少年や成人各年齢層のスポーツ参加を含めた定期的身体活動の大切さを強調している。また、同省は、各年代や性別および障害ごとに推奨される身体活動に関するガイドライン「国民のための身体活動ガイドライン (2008 Physical Activity Guidelines for Americans)」を発表している。加えて、保健福祉省内の部局である国立慢性病予防健康推進センター (National Center for Chronic Disease Prevention and Health Promotion) は、思春期の青少年や若年層の成人の健康改善のキャンペーンのために、学校、州、コミュニティ向けに「ヘルシーユース」というガイドラインを発表している。

②アメリカのための全米身体活動計画 (National Physical Activity Plan for United States)

2010 年、前述の組織「全米身体活動計画」は、すべてのアメリカ人が毎日身体活動をし、規則正しい生活、仕事、娯楽やスポーツができるような環境を提供し、そしてそれらによって生活の質の向上を目指すとした「アメリカのための全米身体活動計画」を発表している。この組織とその計画は、全米の健康、体育、スポーツ、栄養、医学などの主要団体、そして保健福祉省をパートナーとして、公衆衛生、健康ケア、教育、ビジネスと産業、マスメディアなど 8 つの社会的セクターのうちの 1 つに「公園、レクリエーション、フィットネスとスポーツ」部分を挙げて、プログラム、施設への活動機会の推進、プロスポーツ、アマチュアスポーツ、大学スポーツの地域スポーツへの利用、財源拡大などの戦略を示している。

③アクティブ・ライフスタイル・プログラム (Active Lifestyle Program)

大統領フィットネススポーツ栄養審議会 (PCFSN) のスポーツ・フィットネス振興に関する特徴的な活動には、運動・スポーツ参加を促進する事業「大統領チャレンジ (Presidential Challenge)」のプログラムとして、「アクティブ・ライフスタイル・プログラム (ActiveLifestyle Program)」など青少年向けのスポーツ参加表彰プログラムを実施している。同審議会はこのプログラムは、国民の規則的なスポーツ参加や実施レベルを高めることを目的としたもので、誰もが参加でき一定レベルの実施基準を満たした

者を表彰するシステムになっている。同プログラムは、これから運動・スポーツをはじめるビギナーを対象にしており、18歳以下の子どもは1日に60分、大人は30分の運動・スポーツを最低でも週に5日、6週間続けるプログラムである。

④フィジカル・フィットネス・テスト (Physical Fitness Test) /ヘルス・フィットネス・テスト (Health Fitness Test)

全国規模の体力・運動能力テストとしては、大統領フィットネススポーツ栄養審議会 (PCFSN) の青少年向けの体力テストおよび表彰プログラム「フィジカル・フィットネス・テスト (Physical Fitness Test)」 「ヘルス・フィットネス・テスト (Health Fitness Test)」がある。このテストは6歳から17歳までの青少年を対象とし、プログラムに賛同する学校において実施されている。体力テストの内容は1マイル走、座位体前屈、懸垂などの5項目からなり、青少年の筋力、持久力および柔軟性を高めるよう工夫されている。体力テストの得点に応じて個人が表彰される制度があり、体力向上のモチベーションにもつながっている。

2) 学校体育施策

学校教育については、基本的に州政府の管轄であり、州ごとに異なっているのが実状である。従って、学校体育の実施状況も州によってさまざまで、その把握は難しい。しかし、全米50州中3州を除く47州において、学校体育の実施に関して何らかの法的な義務づけが行われている。中でも体育に力を入れているのがイリノイ州で、小中学校において、体育の授業が毎日義務づけられている。

これらの事業は、多くの協賛企業の協力をもとに実施されているところに特徴があり、その内容は実に多様であり、かつ工夫されている。

(2) 国際競技力向上施策

1) 競技力向上施策

① トップアスリートの支援システム

トップアスリートを支援するプログラムはアメリカオリンピック委員会 (USOC) が担当している。プログラムの目的は、トップアスリートの競技歴を少しでも延長すること、競技成績を向上させること、および引退後の生活への準備をさせることである。同委員会は単年度予算ではなく、オリンピックイヤーをサイクルとする4ヵ年度予算を組んでいる。

2007年に同委員会が行ったアスリートに対するサポートは下記のとおりである。

・直接的財政支援

1,228人のアスリートに対して1,191万3,000米ドル(約10億1,260万円)が支給された。その内、179万米ドル(約1億5,215万円)が「オペレーション・ゴールド (Operation Gold Awards : メダル・成績報奨金)」として約370人のアスリートに支給された。2009年度は、1,256万9,000米ドルが支給された。

・エリート・アスリート健康保険 (Elite Athlete Insurance Program)

999人のアスリートの保険料として約500万米ドルの保険料を支払った。
2009年度は、373万2,000米ドルを支払っている。

・ハイパフォーマンス・サービス&サポート

14,000人以上のアスリートが個人負担なくオリンピック・トレーニングセンターなどの拠点でトレーニングを行った。これに係る費用は約2,000万米ドル以上であり、その中にはアスリートをオリンピック・トレーニングセンターに長期宿泊させて集中的なトレーニングの機会を提供する「アスリート・レジデント・プログラム」も含まれている。

・オリンピック雇用機会プログラム (Olympic Job Opportunities Program)

245人のアスリートが住宅リフォーム小売チェーン「ホームディポ」にて雇用機会を得た。しかし、経済不況により2009年にホームディポでの本プログラム実施は終了した。

・アスリート・キャリア・サービス・プログラム

694人のアスリートが、USOCと人材派遣会社「アデコ」が共同で提供する進路相談サービスを受けた。

・コマーシャル出演

オリンピックとパラリンピアンが公式スポンサーのコマーシャルへ出演した。出演料は約80万米ドルに相当した。

② アスリートへの授業料の助成金や奨学金制度

上記の他に、学生のアスリートに対し、授業料の助成金や奨学金制度などもある。授業料の助成金として、年間に約7万米ドルが充てられている。助成金額の幅は、500米ドル未満から最高5,000米ドルまでで、アスリートの競技歴や助成金の財政状況によって異なる。現時点で前述の直接的財政支援受領者かエリート・アスリート健康保険の受給権利者のいずれか、もしくは両方であることが応募の条件であり、掛け持ち受給が可能である。

③ オリンピック・トレーニングセンター・システム

州政府が直接的に競技者への支援に関する施策を講じることはまれである。しかし、いくつかの州では州スポーツ機関 (State Sport Authority) 等と称する非営利組織を設立し、経済波及効果を目的に州内でのプロスポーツ、大学スポーツ、オリンピックスポーツ等のイベント誘致と開催に積極的な施策をみせており、機会提供という面において間接的に競技者の支援を行っている。

アメリカオリンピック委員会が運営するオリンピック・トレーニングセンター・システムにおいては、各センターとそれが所在する自治体が密接に連携しており、その自治体が財政面で支援を行っている例が多い。この支援には、施設提供の他に、アスリートの居住等にかかる費用などが含まれる。また、州政府と同様に、トップスポーツのイベント等の誘致に積極的な市町村自治体には、その外郭団体としてコンベンション・ビジターズ・ビューロー（イベント等の誘致を目的とした組織）やスポーツ委員会等が存在しており、誘致や開催の中核組織としての役目を果たし、機会提供という面において間接的に競技者の支援を行っている。

2) スポーツ指導者関連施策

オリンピック・アスリートの養成に従事するコーチをサポートするアメリカオリンピック委員会 (USOC) のコーチング教育部 (USOC Coaching Education Department) は、スポーツパフォーマンス部門 (USOC Sport Performance Division) に所属する。USOC コーチング教育部の事業は、主に加盟競技団体のコーチング・プログラム開発の補助、オリンピックに向けたエリート・コーチの教育機会の提供、そしてベスト・コーチ表彰の3つに絞られている。

また、加盟競技団体のナショナルチームのヘッドコーチ、アシスタントコーチ、テクニカルスタッフ、トレーナー等の雇用形態については団体ごとで異なる。これらのコーチに就任するための種目横断的な資格や認定について、アメリカオリンピック委員会では特に定めていない。一方で、同委員会は、各国内統括団体に対し、選手をコーチによる虐待から守るためにコーチ選出の際に経歴調査 (Background Check) を行うことを奨励している。この他にナショナルチームのコーチに選出される際にはその競技でのコーチ歴、コーチング資格、良好な健康状態、有効期限が残っているパスポートの所持等が必要とされる競技が多い。

①アメリカ・スポーツ教育プログラム (American Sport Education Program : ASEP)

青少年期に質の高いスポーツ環境を提供する上で、学校の体育の授業や課外活動における運動・スポーツ指導者の存在は重要である。学校を中心に活動するスポーツ指導者に関するプログラムとしては、「アメリカ・スポーツ教育プログラム (American Sport Education Program : ASEP)」がある。運動・スポーツや健康に関する出版社「ヒューマン・キネティクス社 (Human Kinetics)」が1981年にはじめた同プログラムには、以下が含まれる。

- ・ユース・スポーツ (youth sport) のためのボランティア指導者向けのプログラム
- ・高校や大学のクラブの指導者向け (ブロンズレベル) のプロフェッショナルプログラム
- ・心肺蘇生法 (CPR) / 自動体外式除細動器 (Automated External Defibrillator : AED) のプログラム

内容としては、チームマネジメント、スポーツ応急手当、コーチング理念等が挙げられる。40州の高校の協会、200の大学、13の国内統括団体では、指導者向けに3段階 (ブロンズ、シルバー、ゴールド) で設定されたプログラムのうち、ブロンズレベルの教育プログラムを採用または推奨している。

②質の高い指導者・質の高いスポーツ : 運動・スポーツ指導者のナショナルスタンダード

(Quality Coaches・Quality Sports: National Standards for Sport Coaches)

全米スポーツ・体育協会 (National Association for Sport and Physical Education : NASPE) は「質の高い指導者・質の高いスポーツ : 運動・スポーツ指導者のナショナルスタンダード (Quality Coaches・Quality Sports: National Standards for Sport Coaches)」(2011年2月現在) を著し、より質の高いコーチング活動のために全国的な基準の設定を行っている。コーチングに関する8つの分野 (哲学および倫理、安全および障害防止、身体コンディショニング、発育発達、ティーチングおよびコミュニケーション、組織および

び管理、スポーツスキルおよび戦術、評価)に40項目の基準を設定している。これらの基準は、スポーツ関係のすべての団体に適用可能であり、コーチの資格認定やコーチを採用する場合の目安として利用されている。

3) 国際スポーツ大会、国際スポーツ団体の誘致に関する施策

アメリカオリンピック委員会は、シカゴ市の2016年夏季オリンピック大会の誘致活動を全面的にサポートしていた。同委員会内には、シカゴの誘致を専門的にサポートする「Chicago 2016」というセクションも設置されていたが、誘致は成功しなかった。

州政府が直接的に国際競技大会を誘致する例は見受けられない。しかしながら、オリンピックやパンアメリカン大会等の巨大なスポーツイベントについては、誘致をした市と連携して、建設、宿泊、交通の面での間接的なサポートを州が行うといった例はある。

USOC加盟競技団体は、各自治体と密接に連携し、積極的に国際競技大会の招致を行っている。2009年から2012年の間に30以上の国際大会がアメリカ国内で開催される見込みである。

(3) スポーツの保護関連施策

1) ドーピングに関する施策

アメリカオリンピック委員会は、世界ドーピング防止機構(World Anti-Doping Agency: WADA)の管轄に入っているが、アメリカのプロスポーツ団体はアメリカアンチ・ドーピング機構(The U.S. Anti-Doping Agency: USADA)に加盟しておらず、WADAの管轄外にある。メジャーリーグベースボール(MLB)では、2007年12月にミッチェル報告書(Mitchell Report)によって、薬物使用の実態に関する内部調査結果が実名とともに公表され、全米に大きな衝撃を与えた。連邦議会も同報告書の内容を重く受け止め、2008年1月、アメリカ議会下院政府改革委員会(House Committee on Oversight and Government Reform)が、当該報告書の事実に基づいてヒアリング(公聴会)を開催した。同委員会は、MLBコミッショナーのバド・セリグ氏と、選手会事務局長のドナルド・フューア氏を召喚し、テレビ中継で全米が見守る中、両氏にさまざまな質問を浴びせた。同委員会は、MLBに対して、一連の薬物問題解決に向けて直ちに行動をとるよう要請し、具体的かつ有効な行動を起こさない場合には同委員会がMLBに対し何らかの措置を強要するとの意向を明らかにした。これを受けて2008年5月、MLBとメジャーリーグ選手会(Major League Baseball Players Association: MLBPA)はミッチェル報告書の提案のほぼすべてを採用する形で新規制を導入し、薬物規制については、MLB事務局ではなく、独立の機関が管理監督することになった。現在のMLBにおける薬物検査と制裁の概要は図表U-6のとおり。

図表 U-6 メジャーリーグベースボールの薬物検査と制裁

薬物	違反(1回目)	違反(2回目)	違反(3回目)	違反(4回目)
ステロイド	50試合出場禁止	100試合出場停止	永久追放	
薬物検査によるレクリエーション薬物の検出	薬物治療プログラム参加(プログラムに従わない場合は15~25試合出場停止)	薬物治療プログラム参加(プログラムに従わない場合は25~50試合出場停止)	薬物治療プログラム参加(プログラムに従わない場合は50~75試合出場停止)	薬物治療プログラム参加(プログラムに従わない場合は1年間出場停止)
興奮剤/アンフェタミン	追加検査	25試合出場停止	80試合出場停止	コミッショナーによる判断
禁止薬物の所持による有罪判決	60~80試合出場停止(競技力向上薬物) 15~30試合出場停止(レクリエーション薬物)	120試合出場停止(競技力向上薬物) 30~90試合出場停止(レクリエーション薬物)	永久追放(競技力向上薬物) 1年間出場停止(レクリエーション薬物)	

出典: Glenn Wong, Essentials of Sports Law, 4th ed., 2010, at 308 (Exhibit 7.4) をもとに作成

(4) スポーツ産業関連施策

1) スポーツ産業政策関連施策および計画

①民間団体の指導者資格認定制度

アメリカでは、民間団体を中心に指導者資格認定が行われている。フィットネス関係の代表的なものとしては、以下の認定資格がある。

- ・アメリカスポーツ医学会 (American College of Sports Medicine : ACSM) が認定する指導者資格「ヘルス・フィットネス・スペシャリスト (Health Fitness Specialist: HFS)」
- 「クリニカル・エクササイズ・スペシャリスト (Clinical Exercise Specialist : CES)」
- ・アスレティックトレーナー資格認定委員会 (Board of Certification, Inc. : BOC)、
- ・全米エアロビック・フィットネス協会 (Aerobics & Fitness Association of America : AFAA)、
- ・国際ダンス・エクササイズ協会 (International Dance Exercise Association : IDEA)

多くの資格において継続教育が課せられており、資格更新の際に要求されている継続教育単位 (continuing education units:CEUs や continuing education credit :CEC と呼ばれる) を取得しておかなければならない。この継続教育単位に換算されるものとして、年次総会への参加、論文投稿、セミナーへの参加等があり、インターネットで受けられるプログラムもある。

(a) アメリカスポーツ医学会 (American College of Sports Medicine : ACSM) の認定資格

「ヘルス・フィットネス・スペシャリスト (Health Fitness Specialist: HFS)」は、個人や団体のために運動プログラムを計画し、それを実行させる資格である。HFS の主な役割は、生活習慣を改善し、健康的な生活を促進するため、健康状態やリスクファクターの見極め、適切な運動プログラムの企画や動機づけなどを行うことであり、大学や地域、企業など、活躍の場は幅広い。

「クリニカル・エクササイズ・スペシャリスト (Clinical Exercise Specialist : CES)」は、運動内容の評価、トレーニング、リハビリテーション、リスクファクターの見極めなどを行う他、心肺系・代謝系の疾患がある人のライフスタイル・マネジメントサービスも提供している。これらのサービスは主に病院、メディカル・フィットネス・センターなどで活用されている。

同医学会では、1975 年からこれまでに 45,000 人以上の健康・フィットネス分野の者に資格を付与している。

(b) アスレティックトレーナー資格認定委員会 (Board of Certification, Inc. : BOC) の認定資格

「公認アスレティックトレーナー (Athletic Trainer Certified: ATC)」の資格を得るには、アスレティックトレーニング教育認定委員会 (Commission on Accreditation of Athletic Training : CAATE) が認定する 4 年制大学または大学院のアスレティックトレーニング教育課程を修了して学位を取得し、アスレティックトレーナー資格認定委員会の実施する試験に合格しなければならない。また、その後最低 2 年の実務経験を積まなければならない。アスレティックトレーナー資格認定委員会は、全米アスレティック・トレーナーズ協会 (National Athletic Trainer's Association : NATA) から 1989 年に独立し法人化されたの資格認定組織であり、アスレティックトレーニング教育認定委員会は同協会から独立した教育課程認定組織である。2010 年 12 月時点で、同協会の会員は 33,698 人で、公認アスレティックトレーナーが 37,521 人 (会員および非会員) である。アスレティックトレーナーの規制は各州によって異なり、現在 48 州に免許制度などのルールが存在する。

(c) 全米ストレングス&コンディショニング協会 (The National Strength and Conditioning Association : NSCA) による認定資格

「認定ストレングス&コンディショニングスペシャリスト (Certified Strength & Conditioning Specialist: CSCS)」は、傷害を予防し、パフォーマンスを向上させる目的で、安全で効果的に筋力・柔軟性・全身持久力の調整を行うプログラムを策定し、実施する知識と技能をもった者を全米ストレングス&コンディショニング協会が認定するもので、1985年に制定された資格である。2007年の時点で、全世界で22,000人以上の認定者がいる。

「NSCA 認定パーソナルトレーナー (NSCA Certified Personal Trainer: NSCA-CPT)」は、個人の健康と体力のニーズに対し、個別のアプローチを用い、評価、動機づけ、教育、トレーニング指導を行う専門能力をもった者を認定するもので、1993年に制定された資格である。

これらの資格認定試験は、世界各国 (300カ所以上)、5カ国語で実施されており、52カ国に約30,000人の会員がいる。

② 体育系大学等専門指導者養成のための高等教育機関

このほか、体育系大学等専門指導者養成のための高等教育機関がある。基本的に各州にある州立大学を中心として、スポーツや体育関係の指導者養成カリキュラムが提供されている。体育関連 (Kinesiology and Exercise Science, Health and Physical Education/Fitness 等) に関しては、国内で約835の4年制大学が専門のプログラムや専攻をもっている。また、上記のアスレティックトレーナー資格認定委員会や全米ストレングス&コンディショニング協会の資格取得のためのプログラムを置く大学も多い。学生はこれらのプログラムを修了し、資格試験を受験するというプロセスになっている。

2) スポーツ雇用関連施策

①ヘルスケアおよび社会支援事業 (Healthcare and Social Assistance)

労働省 (Department of Labor) の『雇用機会の展望ハンドブック 2010-2011』 (Occupational Outlook Handbook, 2010-11 Edition) によると、2008~2018年の間にヘルスケアおよび社会支援事業 (Healthcare and Social Assistance) は巨大な雇用を創出すると予想している。アメリカ経済で新しく創出されるすべての雇用の約26%がヘルスケアおよび社会支援事業関連であると予想されている。これらの雇用が拡大する最大の理由には、国民の高齢化や平均寿命の伸びなどがあげられている。ヘルスケアおよび社会支援事業には、民営および公営病院、介護施設、個人や家族を対象としたサービス等が含まれる。今後、24%の成長または400万の新規雇用を作り出すと予想されている。こうした社会的ニーズを背景に、公認アスレティック・トレーナー (ATC) は、運動・スポーツの分野だけでなく、病院や診療所、民間企業などにも活躍の場を広げている。

②ヘルス・スパ法案

1970年代には、フィットネスクラブなどの指導者に資格条件を要求する法制度 (「ヘルス・スパ法案」) が議会に諮られたが、10年後にこの法案は廃案とされている。しかし、このような法的な義務づけが議会において審議されたことが、業界の危機感を生み、ひいてはその後の民間指導者資格の質的な向上につながったとみられている。前項であげた民間指導者資格認定制度の質の高さも一般に知られるところであり、有資格者の社会的な評価も非常に高い。

(5) その他

①自転車利用および歩行奨励プロジェクト

国民の運動不足が懸念され、ウォーキングと自転車による移動を促進するために、1990年以降、歩道と自転車道の整備が進められた。これら交通関係のインフラ整備の財源は主に、連邦および州のガソリン税である。またそのほか、自動車税、自動車登録料、売却税、所得税、資産税も財源となっている。1991年の総合陸上効率化法（Intermodal Surface Transportation Efficiency Act：ISTEA）および1998年の21世紀交通最適化法（Transportation Equity Act for the 21st Century：TEA-21）の制定後、自転車利用および歩行奨励プロジェクトへの連邦支出が急増してきた。とはいうものの、同プロジェクトへの支出は地上交通予算の2%にすぎない。2005年に米国陸上交通長期法（Safe, Accountable, Flexible and Efficient Transportation Equity Act: A Legacy for Users：SAFETEA-LU）が制定され、再度、歩行および自転車利用推進のための施設整備に予算化が図られた。

なお、こうした施設整備については、州、郡、市からも追加的に支出される場合がある。たとえば、オレゴン州では、1971年に制定された法律により、州、市、郡は、州のハイウェイの収益のうち、合理的な金額を、自転車および歩行者用の道路に費やすことを定めている。また同法は、道路が新たに建設される場合、または再建設される場合には、歩道および自転車道の設置を義務付けている（Charles Santo and Gerard Mildner, Sport and Public Policy, 2009 at 123-125）。

3. スポーツ政策の構造および体系

前述したように、アメリカは世界屈指のスポーツ大国であり、市民の健康スポーツ活動から傑出したアスリートのプロスポーツまでその範囲は広い。そこで、アメリカのスポーツ政策を考える場合に、成人の競技スポーツから学生スポーツ、大学スポーツ、国際レベルのスポーツ、プロスポーツなどの競技スポーツともう一方、学校体育、市民の健康や疾病予防のための運動・スポーツに焦点を当てたフィジカル・フィットネスおよび健康づくりと大別できるが、これらに加えて、とくに公園・レクリエーション行政の範囲であるレクリエーションや野外スポーツの領域の発展もこの国の特徴である。従って、複合的なスポーツ・健康政策として位置付けることができよう。さらに、連邦国家であることから、その行政的権限は、原則的には州および地方公共団体に委ねられている。学校体育をはじめ、市民の健康づくりなどに関して、実際には上記に述べたものに限らず、各州および市町村によって多様な施策が講じられているところである。

Ⅲ スポーツ関連団体組織とスポーツ政策の関係

1. 国内のスポーツ統括団体

(1) アメリカオリンピック委員会 (United States Olympic Committee : USOC)

① 設立背景・特徴

「アマチュアスポーツ法」によって、連邦法で規定された国内オリンピック委員会（アメリカオリンピック委員会 (USOC)）が国内の統括団体として機能を付与された。

② 組織構成

同委員会には、オリンピック種目やパンアメリカン競技種目の団体をはじめ、複合スポーツ組織のうちアマチュア競技連盟 (Amateur Athletic Union : AAU)、アメリカ体育学会、YMCA、YWCA などの地域ベースのスポーツ団体や各種の障害者スポーツ団体そして全米大学競技協会や全米高等学校連盟などの学校関連スポーツ団体さらに陸軍、海軍、空軍、海兵隊の各スポーツ団体とその傘下に組みこまれている（添付図表 U-3-2 参照）。この統括団体としてのアメリカオリンピック委員会は、各スポーツ団体の認可権限をもつことにより、競技スポーツについては一本化された縦構造となっている。

さらに同委員会は、アトランタ市少年少女クラブをはじめとした地域オリンピック発展プログラム団体 (6 団体) やコロラドスプリングススポーツコミッションなどのコミュニティパートナーズ (10 組織) をその加盟団体として内包し、協力関係を築いている。

③ 予算

同委員会の 2009 年度の予算額は 1 億 3,550 万米ドル（約 115 億 1,750 万円）で、前年度より 710 万米ドルの削減となった。これは、組織の見直しを行い、雇用者を解雇したことが要因となっている。

2. その他のスポーツ組織

(1) 全米大学競技協会 (National Collegiate Athletic Association : NCAA)

フットボールの試合中に起こる負傷や死亡事故から青少年を保護するため 1906 年に設立された合衆国大学間競技協会 (Intercollegiate Athletic Association of the United States : IAAUS) を起源とする組織であり、1910 年に現在の名称に改称した。競技水準別にディビジョンⅠからⅢの区分を設けており、2011 年 3 月現在でディビジョンⅠには 335、ディビジョンⅡには 302、ディビジョンⅢには 447 の大学等が在籍している。各競技種目の競技奨学金やリクルートの規制等とともに競技選手として活動するための学業成績基準を設けているところに特徴がある。

同協会の 2010 年度収入は 7 億 5,000 万米ドル（約 637 億 5,000 万円）で、そのうち 6 億 4,300 万米ドル（約 546 億 6,000 万円）が放送権料とマーケティング権利料であった。支出としては、4 億 3,700 万米ドル（約 371 億 5,000 万円）をディビジョンⅠに属する大学等への分配金に、1 億 1,600 万米ドル（約 98 億 6,000 万円）をディビジョンⅠ～Ⅲの大会運営等に充てている。

(2) アマチュア競技連盟 (Amateur Athletic Union : AAU)

1888 年に設立されたアメリカで最大級の非営利スポーツ組織である。設立当初はオリンピックへの選手派遣も行っていった。1978 年のアマチュアスポーツ法成立後は「Sports for All, Forever」のミッションを掲げ、グラスルーツスポーツの普及やアマチュアスポーツの発展、フィットネスプログラムの開発等を主に行っている。全国に 56 の支部があり、毎年 250 の全国大会、3 万を超える年齢別大会を開催している。また、1996 年にはウォルト・ディズニー社と提携し、フロリダ州にあるウォルト・ディズニー・ワールド・リゾート内の ESPN ワイド・ワールド・オブ・スポーツ・コンプレックスにおいて、40 以上の全国大会が開催されている。

IV 特定スポーツ政策の状況

1. 障害者スポーツ

(1) 障害者スポーツの歴史

1946年には、アメリカ東海岸、西海岸ともに、脊髄損傷を負った傷痍軍人らが集い、車いすバスケットボールの試合が開催された。1948年には全米車いすバスケットボール協会を設立し、1955年、イギリスのストーク・マンデビル大会にチームを派遣、1957年には全国大会が開催され、1960年には第1回ローマパラリンピックにチームを派遣している。一方、1962年にケネディ家が主に知的発達障害をもつ子どもたちを集め行ったキャンプを契機に、1968年にスペシャルオリンピックスが設立された。その後、この2つの団体が先駆けとなり、70～80年代にかけて障害種別の統括団体や競技種目別の団体などが設立された。また、1968年の「建築的バリアに関する法」を機に、1973年の「リハビリテーション法」、1975年の「全障害児教育法」など、障害者に対する法整備も進んだ。

障害者スポーツが政策的に大きく発展したのは、アメリカオリンピック委員会（USOC）が、障害をもつ競技選手の存在を法的に認めたアマチュアスポーツ法（1978）以降のことである。これが推し進められた背景には、人種差別の撤廃を規定した公民権法（1964）の存在があると考えられている。1989年の同委員会の定款には、「健全者のための大会にも障害をもつ個人が意味のある参加ができるような機会を拡大しうる、実行可能な方法をもって、障害者のためのアマチュアスポーツプログラムや競技大会を推進し支援すること」とあり、生涯スポーツからエリートスポーツまでの推進が謳われている。

その後、1990年に制定された「障害をもつアメリカ人法」は世界の障害者関係者に衝撃を与えた。障害によるいかなる差別も認めないとしたこの法律では、第302条にある公共施設による差別撤廃が謳われており、スポーツ施設やスポーツクラブ、さらには体育の授業にも影響を及ぼした。そのほか、1978年に制定されたアマチュアスポーツ法は、1998年のクリントン大統領の署名によりオリンピック・アマチュアスポーツ法と改称され、パラリンピックとの関係を規定する条文が盛り込まれた（図表U-7）。

図表 U-7 アメリカにおける障害者スポーツ関連施策の変遷

1973	リハビリテーション法	連邦法によって、連邦から財政的援助を受けている機関での障害を理由とする差別を禁止した
1975	全障害児教育法	連邦から財政的援助を受けているすべての教育機関での障害を理由とする差別を禁止した
1978	アマチュアスポーツ法	アメリカオリンピック委員会が障害者のスポーツを奨励することを規定した
1990	障害をもつアメリカ人法	障害者に対する差別撤廃を包括的に謳うスポーツ施設を含み、広く公共の施設として例示した
1998	オリンピック・アマチュアスポーツ法（改正）	1978年アマチュアスポーツ法の改正でパラリンピックとの関係を規定した
2001	アメリカパラリンピック専門部署設立	アメリカオリンピック委員会の中に設置した

出典：Disabled Sports USA 資料より作成

(2) 障害者スポーツの現状

アメリカ統計局によれば、人口の 19.3%が何らかの障害を有している。性による大きな違いはみられないが（ともに 19%台）、65 歳以上は 41.9%が障害をもっているとされており、高齢化の多くが障害をもつ者としてみられている。

アメリカオリンピック委員会（2008）によれば、2,100 万人ものアメリカ人が身体障害、または視覚障害を有している。特に、過去数年間、数千人もの軍人が業務遂行中に何らかの深刻な怪我や障害（脊髄損傷、脳損傷、四肢の切断など）を負っている。こうした社会問題に対応するため、アメリカパラリンピックは、傷痍軍人のためのプログラムを積極的に展開した。その結果、傷痍軍人たちのスポーツ参加率は、過去 2 年間 31%から 54%に増えた。なお、アメリカパラリンピックの傷痍軍人のための支援プログラムについては、「(5) の障害者スポーツの施策・事業」で紹介する。

(3) 障害者スポーツの組織構造

1) 障害者スポーツ担当行政組織

行政機関としては保健福祉省障害局があたり、健常者と同様に大統領フィットネススポーツ栄養審議会（PCFSN）の活動のうちにも位置付けられている。

また、エリートスポーツについては、アメリカオリンピック委員会（USOC）がパラリンピックについても専門部署を設置しており、さまざまな支援事業を行っている。

2) 障害者スポーツ団体

現在、アメリカにはさまざまな障害者スポーツの統括団体があり、障害種別の団体と、種目別の団体が混在し、組織構造としてはやや複雑である。形態としては、1 つの組織として存在するものや、組織の部局として存在するものがある。後述する障害種別の競技団体が支援するスポーツの機会に加え、他国であればエリートスポーツの支援を中心に行うパラリンピック担当機関も、アメリカにおいては、エリートスポーツだけでなく、傷痍軍人などに対するリハビリテーションを目的としたプログラムの提供や、地域クラブの支援ネットワークの構築などの生涯スポーツ支援プログラムも並行して行っている。

障害種別の団体には、全米車いすスポーツ（Wheelchair Sports USA）（1956 年設立）、全米視覚障害者競技選手協会（United States Association of Blind Sports）（1976 年設立）、全米聴覚障害者スポーツ連盟（USA Deaf Sports Federation）（1945 年設立）、スペシャルオリンピックス（1968 年設立）、全米障害者スポーツ協会（Disabled Sports USA）（1967 年設立）などがある。

①全米車いす・立位障害者スポーツ（Wheelchair & Ambulatory Sports, USA）

全米車いすスポーツは、2009 年度より、名称を「全米車いす・立位障害者スポーツ（Wheelchair & Ambulatory Sports, USA）」とし、車いす使用者以外の視覚障害者、脳性麻痺者、切断者、さらに 2011 年より 2012 年ロンドンパラリンピックに再び出場が認められた知的障害者に対しても新たに支援を始めた。

②全米障害者スポーツ協会（Disabled Sports USA）

全米障害者スポーツ協会は、設立当初、ベトナム戦争の傷い軍人への支援が目的だったが、現在はさまざまな障害を対象とし、主にリハビリテーションとしてのスポーツ機会を提供するとともに、パラリンピックへの道のりを草の根レベルから支援している。

③全米ろう者スポーツ協会 (The USA Deaf Sports Federation)

1945 年、全米ろう者スポーツ協会の前身である全米ろう者アスレティック連合 (The American Athletic Union of the Deaf) が設立された。その後、現在の名称に変更し、聴覚障害者スポーツの発展のため、生涯スポーツからエリートスポーツ (デフリンピックの派遣事業も含む) に至るまで、22 種目を推進する。会員登録料と寄付やスポンサー契約により運営されており、コーチング、トレーナー、クラブのマネージャーは、アメリカオリンピック委員会のメンバーである国内統括団体と連携して、聴覚障害者のスポーツの推進に努めている。

(4) 障害者スポーツ関連法と基本政策

1) 障害をもつアメリカ人法

障害者がスポーツ活動に参加できるための主な法的根拠には、1973 年のリハビリテーション法や、1975 年の全障害児教育法などがあるが、最も影響力のある障害者福祉政策としては、1990 年の障害をもつアメリカ人法の存在が大きい。この法では、障害、慢性疾患ではない短期の怪我や、機能障害を残さないものは障害として扱われていない。

2) オリンピック・アマチュアスポーツ法

障害者スポーツとしての扱いは、身体障害と知的障害が主流であり、精神障害については病院でのレクリエーション的スポーツに留まっている。障害者を対象にしたスポーツ政策としては、前述したように、1978 年のアマチュアスポーツ法 (1998 年一部改正・オリンピック・アマチュアスポーツ法に改称) の中で障害をもつアマチュア競技者の活動支援が謳われている。

(5) 障害者スポーツ施策・事業

1) 施設

障害者は、日常的に地域のスポーツセンター、スポーツクラブ、ナショナルトレーニングセンターを健常者と同様に使用する。これは、1990 年の「障害をもつアメリカ人法」の制定により、公共施設は障害者もアクセスできるよう施設整備を行ったためである。また、パラリンピック選手は、オリンピック選手と同様に、ニューヨーク州やカリフォルニアにあるオリンピック・トレーニングセンターの利用が可能である。アメリカオリンピック委員会のウェブサイトにも、「オリンピック・パラリンピック・トレーニング施設」として紹介されており、特に、アラバマ州バーミングハムにあるレイクショア財団 (Lakeshore Foundation) の施設のように、パラリンピック、オリンピック兼用のトレーニング地として指定され、身体障害者専用の施設が充実しているところもある。

公共施設の利用も可能であるが、以下のような障害者のための施設もある。こうした施設には、特に身体障害者のためのスポーツ器具 (例：車いすスキー用の器具) などが用意されている。

- ① 1970 年に設立された全米障害者スポーツセンターは、スキーをはじめとする冬季スポーツやアウトドアスポーツを楽しむことができる施設である。
- ② 1985 年に設立された全米能力センターでは、あらゆる年齢の人と障害をもつ人に対し、アウトドアスポーツや余暇活動の経験ができるようになっている。
- ③ アメリカパラリンピックが認可する、パラリンピック・スポーツ・プログラムを推進する施設が東部、中部、西部の 3 ヶ所ある。1987 年に設立されたアダプテッドスポーツセンターは、その 1 つである。

2) 指導者

オリンピックと同様、指導者に対する選考基準などは、それぞれの障害者スポーツの国内統括団体（たとえば全米視覚障害競技選手協会など）や競技種目の事情にもよるため、国として統一されたシステムが存在していない。

3) 競技力向上

2001年にアメリカオリンピック委員会（USOC）内部にパラリンピックに関わる専門部署（アメリカパラリンピック：US Paralympics）が設置されて以降、①地域のさまざまな関係機関との連携強化、②パラリンピックアカデミーの実施、③傷い軍人に対する支援サービス、④トップ選手に関わる事業が展開されている。

①地域のさまざまな関係機関との連携強化

パラリンピックに出場の可能性のある障害者個人がスポーツ活動への参加が可能となるよう、地域にあるさまざまな機関と連携し、プログラムを展開している。この鍵となるプログラムは、「パラリンピックスポーツ・クラブ」であり、現存のプログラム発展や新プログラムの展開を試みるものである。このプログラムの実施者は、地域の公園・レクリエーション局、病院、NPO 法人、学校、大学などさまざまな地域施設であり、地域に根差した活動を推進するプログラムになっている。パラリンピックの専門部署は、2012年までに250の都市において、このプログラムを展開することを目標に掲げている。

②パラリンピックアカデミーの実施

12～18歳の有望な選手だけではなく、選手を指導する教師やコーチも、選手とともにアカデミーへの申請が可能となっている。このパラリンピックアカデミーは奇数年にオリンピック・トレーニングセンターにて開催されているが、若い将来性のある選手を地域において育成できる環境を整えることに重きを置いている。

③傷い軍人のための支援サービス

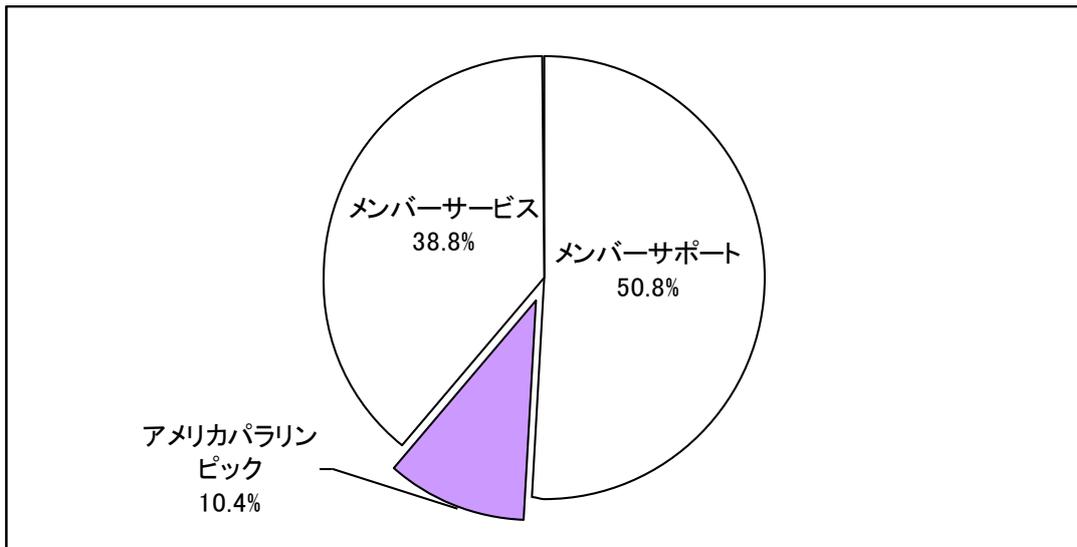
戦争により障害を負った人へのプログラム提供として実施されている。このプログラムは単純にパラリンピックスポーツを紹介するにとどまらず、生きるための姿勢や健康な生活などもテーマに置く。2007年、アメリカオリンピック委員会は、2016年のオリンピック・パラリンピックに向けた招致活動だけでなく、傷い軍人のためのコミュニティに根差したパラリンピックプログラムを実施した。アメリカオリンピック委員会は、政府機関、パラリンピック関係者とともに1,000人の傷い軍人を含め、年間1万3,000人も身体障害者にさまざまなプログラムを提供している。

④トップ選手支援

パラリンピックへの出場が可能な障害を有する選手に対し、国際大会にて好成績を収められるよう支援するものである。選手奨学助成プログラム（Athlete Tuition Grant Program）により、国際ランキングが1～4位（または世界大会1～4位入賞）の選手に対し最大5,000ドル、国際ランキング5～8位（または世界大会5～8位入賞）の選手に対しては最大2,000ドルが支給される。夏季種目の選手は12月31日まで、冬季種目の選手は6月30日までに申請することとなっている。申請が可能な選手は、①アメリカパラリンピック選手、②ナショナルチームのメンバーである。但し、パラリンピック出場後5年以内の選手も、1度限り、2,500ドルまでの助成金の申請が認められている。

4) 財政措置

障害者が行うエリートスポーツについては、前述したようにアメリカオリンピック委員会がパラリンピックについても責任を負っている。このことは予算配分においてもみて取れる。同委員会の2009年の年間報告書によれば、全体の約10%にあたる1,242万8,000米ドル（約10億5,600万円）がパラリンピックのために資金配分されている（図表U-5）。なお、総額は、1億1,977万7,000米ドル（約101億8,100万円）（メンバーサポート：6,087万4,000米ドル（約51億7,400万円）、メンバーサービス：4,647万5,000米ドル（約39億5,000万円））である（図表U-8）。メンバーサービスには、全米トレーニングセンターや国の行事なども含まれており、パラリンピックもサービスの対象となっている。



図表U-8 アメリカオリンピック委員会2009年度支出内訳

出典：USOCウェブサイト「Annual Report 2009」より作成

2. ナショナルスタジアム

アメリカには国営のスタジアムは存在しない。アメリカにおいて、スタジアムの所有や運営にはさまざまな形態がある。地方公共団体が所有・運営するもの、地方公共団体が所有し、民間団体が管理するものなどさまざまであるが、ここでは、2つのスタジアムの概要を示す。いずれも州や市の機関が運営上の中心的な役割を担っている。

イリノイ州シカゴにある「ソルジャー・フィールド (Soldier Field)」は、イベントや人々の娯楽の場として、また戦争で命をおとしたアメリカ兵士への追悼の意味をこめ、1919年からスタジアムの建設がはじまり、1924年にオープンした。シカゴ公園区 (Chicago Park District) が所有しており、管理は世界的にアリーナやスタジアム等を管理する SMG 社が行っている。シカゴ公園区は、イリノイ州シカゴ公園区法 ((70 ILCS 1505/) Chicago Park District Act.) に規定された組織でシカゴ内の公園、レクリエーション/イベント施設、ビーチ、博物館等の管理をおこなっている。7人いる理事会 (Board of Commissioners) の理事はシカゴ市長によって任命される。

ソルジャー・フィールドの座席数は、62,000席で、2,000席が移動式である。現在、サッカーやアメリカンフットボール等の試合、ロックコンサート、フェスティバル等が開催され、2003年以降、年間平均で200以上のイベントが開催されている。ナショナルフットボールリーグ (NFL) のシカゴ・ベアーズのホームスタジアムであり、1994年にはサッカーワールドカップの開会式や試合が行われた。2016年にシカゴ州でオリンピックが開催されれば、サッカーの試合で使用される予定であった。

ジョージア州アトランタにある「ジョージア・ドーム (Georgia Dome)」は、1992年にオープンし、1996年のアトランタ・オリンピックで体操競技やバスケットボールの試合に使用され、座席数は71,250席である。ナショナルフットボールリーグのアトランタ・ファルコンズのホームスタジアムとして使用されるほか、バスケットボールの試合やモトクロスの大会などさまざまなイベントに使用されている。ジョージア・ワールド कांग्रेस センター 公社 (Georgia World Congress Center Authority : GWCCA) により運営されている。同公社は、ジョージア州によってジョージア・ワールド कांग्रेस センター (Georgia World Congress Center)、ジョージア・ドーム、センテニアル・オリンピックパーク (Centennial Olympic Park) の開発と運営のために設立された。同公社の理事会の15人の理事は、ジョージア州の州知事によって任命される。

ジョージア・ワールド कांग्रेस センター 公社 (GWCCA) の2010年度年次報告 (GWCCA ANNUAL REPORT 2010) によると、2010年度のジョージア・ドームの常勤職員は123人であり、ジョージア・ワールド कांग्रेस センターは264人、センテニアル・オリンピックパークは21人となっている。なお、ジョージア・ドームの2010年度の営業費 (operating expenses) は、3,276万8,099米ドル、営業外費用 (non-operating expenses) は、1,413万8,550米ドル、営業収益 (operating revenue) は、3,835万3,056米ドル、営業外収益 (non-operating revenue) は、1,864万2,013米ドルである。

3. ナショナルトレーニングセンター（NTC）および強化拠点施設

アメリカオリンピック委員会のリーダーシップのもとに、ナショナルトレーニングセンター機能をもつ施設が 15 ヶ所運営されている。選手がこれらの施設を利用する際の費用（宿泊、地域の交通機関、レクリエーション施設など）は、選手への負担が少なくなるよう努められている。各施設の建設や管理・運営などは、民間企業からの寄付や土地の提供、また州政府や地方自治体、さらには大学などの協力によって行われているが、その内容は施設により異なり一律ではない。同委員会からオリンピックまたはパラリンピックのトレーニング拠点としての指定を受けるためには、さまざまな要件を満たさなければならない。例としては、以下のものがある。

【3年間の事業計画】

現地の経営者は、そのスポーツ施設の経営構造および背景に基づいた3年間の事業計画並びに、その地域で開催した国内統括団体に関連するイベントやプログラムの実績を提出すること。事業計画には、ミッション、ビジョン、事業概要、役員会名簿、マーケティングおよび開発計画、目標および目的、財政が含まれる。

（「U. S. Olympic and Paralympic Training Site Designation Plan」(2010)）

4 ヶ所のナショナルトレーニングセンター機能をもつオリンピック・トレーニングセンターおよび 11 ヶ所の拠点施設の概要は、次のとおりである。

（1）コロラドスプリングス（U. S. Olympic Training Center - Colorado Springs）

1977年に開設され、1996年に2期目の施設のアップグレードが完了している。1期目では、1,350万米ドルをかけて水上競技施設と多目的スポーツセンターを整備し（1993年）、2期目では2,400万米ドルをかけて宿泊施設を含む5つのビルが建設された。射撃の施設や自転車競技場もある。

（2）レイクプラシッド（U. S. Olympic Training Center - Lake Placid）

1982年に開設、1989年に改修された施設で、ニューヨーク州のオリンピック地域開発公社（New York State Olympic Regional Development Authority: ORDA）によって所有・管理されている。スケート、スキー、ボブスレーなどのウィンタースポーツの他、ボクシング、柔道、シンクロナイズドスイミングなどの施設も備えている。なお、オリンピック地域開発公社は、1980年にニューヨーク州議会（New York State Legislature）により創設されたものである。

（3）チューラビスタ（U. S. Olympic Training Center - Chula Vista）

サンディエゴ・ナショナル・トレーニング財団がセンター建設と資金繰りを担当したが、石油会社のARCOが1,500万米ドルを寄付し、さらに地元の開発会社が土地を提供した。アーチェリー、陸上競技、フィールドホッケー、サッカー、ボート、ソフトボールやパラリンピック種目などの施設がある。

（4）オリンピック教育センター（U. S. Olympic Education Center）

1985年にオリンピック・トレーニングセンターとして開設されたが、1989年にオリンピック教育センターと改称された施設である。北ミシガン大学との連携のもとに、オリンピック候補選手がトレーニングをしながら、大学に通えるようなシステムがとられている。このプログラムに参加する選手達には、州内住民用の授業料が適用されるという特権がある。世界最大規模の木造ドームで有名である。

(5) カスパスン・トレーニングセンター (Caspersen Training Center)

プリンストン・ナショナル漕艇協会 (The Princeton National Rowing Association: PNRA) の施設で、2,000mの漕艇レースコースが7レーンある。合衆国ナショナル漕艇チームがトレーニングを行っている。

(6) ヒルカントリー・シューティングスポーツセンター (Hill Country Shooting Sports Center)

ヒルカントリー・シューティングスポーツセンター社 (Hill Country Shooting Sports Center, Inc.) の施設で、国際トラップ用のフィールドが5つ、国際スキート用のフィールドが5つ、アメリカンシングルスキートとダブルスキート兼用のフィールドが1つ、アメリカンスキート用のフィールドが5つ、スポーツクレー射撃用のフィールドが4つある。合衆国ナショナルクレー射撃チーム (U.S. National Shotgun Team) がトレーニングを行っている。

(7) アンシュッツ・南カリフォルニア・スポーツコンプレックス (Anschutz Southern California Sports Complex)

スポーツ・エンターテイメント企業のアンシュッツ・エンターテイメント・グループ (Anschutz Entertainment Group: AEG) の施設で、ビッグイベントが開催できる総座席数27,000のサッカースタジアム、座席数8,000のテニススタジアム、座席数20,000の陸上競技施設、そして座席数2,450の屋内自転車競技場 (indoor velodrome) がある。合衆国ナショナルサッカー、自転車 (オリンピック、パラリンピック)、テニスチームがトレーニングを行っている。

(8) オクラホマシティ・ボートハウス財団 (Oklahoma City Boathouse Foundation)

オクラホマ川 (Oklahoma River) を利用した施設で、2,000mの漕艇レースコース、2,000mの漕艇トレーニングコース、4,000mの漕艇トレーニングコースやランニング兼サイクリングのトレイルがある。また、関連施設の、ルート66ボートハウス (Route 66 Boathouse) には5,000mの漕艇トレーニングコースがある。2011年4月には会議室やトレーニングルームを備えた4階建ての建物 (Chesapeake Finish Line Tower) が完成した。今後、オクラホマ大学・ボートハウス (University of Oklahoma Boathouse) セントラルオクラホマ大学・ボートハウス (University of Central Oklahoma Boathouse) などが建設される予定である。アメリカのオリンピックとパラリンピックのトレーニング拠点となっており、合衆国ナショナル漕艇チームとカヌー/カヤックチームがトレーニングを行なっている。

(9) レイクショア財団 (Lakeshore Foundation)

2003年2月、アラバマ州バーミングハムにあるレイクショア財団の施設が、パラリンピック、オリンピック兼用のトレーニング地として指定された。身体障害者専用のバスケットボールコートや車いすラグビー場、バレーボールコートなどがあり、障害者のための施設が充実している。合衆国ナショナルチームのパラリンピックラグビー、陸上競技、および女子ゴールボールチームがトレーニングを行っている。

(10) ペティット・ナショナルアイスセンター (The Pettit National Ice Center)

ウィスコンシン州ミルウォーキーにある非営利組織のペティット・ナショナルアイスセンター (The Pettit National Ice Center) の施設で、世界に12カ所しかない屋内アイススケート400mのダブルトラックがあるほか、2つの国際規格サイズのアイススケートリンク、443mの屋内走路、会議室などがある。合衆国ナショナルチームのロングトラックおよびショートトラック・スピードスケートチームがトレーニングを行っている。

(11) セントラルオクラホマ大学 (University of Central Oklahoma)

オクラホマ州エドモンドにあり、パラリンピック、オリンピック兼用のトレーニング地として指定されている。65 台のカーディオマシン、75 台のトレーニングマシン、ファンクショナルトレーニング器具、6 レーンのスイミングプール (約 23m : 25yards)、2 面の屋内コート (そのうち 1 面は、シッティングバレーコートが 3 面)、1 面の屋外コート、ランニング/ジョギング/ウォーキング用走路などがあり、家具付きのアパートタイプの宿泊施設も設置されている。合衆国ナショナルチームのシッティングバレー、パワーリフティング、アーチェリーチームがトレーニングを行っている。

(12) 合衆国ナショナルホワイトウォーターセンター (U. S. National Whitewater Center)

ノースカロライナ州シャーロットに位置する非営利組織の、合衆国ナショナルホワイトウォーターセンター (U. S. National Whitewater Center) の施設で、スラローム競技用水路、初心者用および中級者用水路を併設した世界最大の再循環式の人工急流コースや、約 17.6 km (11miles) のマウンテンバイク用のトレイル、屋外のクライミングセンターなどがある。合衆国ナショナルカヌー/カヤックチームがトレーニングを行っている。

(13) 合衆国セーリングセンター (U. S. Sailing Center)

フロリダ州マイアミに位置する非営利組織の、合衆国セーリングセンター (U. S. Sailing Center) の施設で、スクーンメイカー・センター (Schoonmaker Center) とハーマン F. ウィトン・パビリオン (Harman F. Whiton Pavilion) が施設の正式名称である。オリンピックのトレーニング地として指定されており、合衆国ナショナルセーリングチームがトレーニングを行っている。帆船 (sail boat) およびコーチボート用の 3 トンホイストクレーンが 2 機ある他、カヤック、ウインドサーフィンや手漕ぎボート用の大型木製スロープも併設している。

(14) ユタ・アスレティック財団 (Utah Athletic Foundation : UAF)

ユタ・アスレティック財団はユタ州にある非営利団体であり、2002 年の冬季オリンピックの施設を引き継いで管理している。管理している施設は、ユタ・オリンピックパークおよびユタ・オリンピックオーバルである。ユタ・オリンピックパークには、6 つのノルディックスキー・ジャンプ台 (K10、K20、K40、K64、K90、K120)、ボブスレー/リュージュ/スケルトン用の 5 つのスタート地点をもつ 1,335m の滑走路、エアリアル用冬季トレーニング兼競技コース、エアリアル用夏季トレーニングプール等がある。合衆国ナショナル・スキー/スノーボード、ボブスレー/スケルトン、リュージュ、スピードスケートチームがトレーニングを行っている。

(15) 合衆国体操競技ナショナルチーム・トレーニングセンター

テキサス州ハンツビルにあり、ベラ・カロリーとマルタ・カロリー夫妻により所有・運営される施設である。2 つの体操競技用施設 (約 4,645 m² : 50,000 sq. ft.)、多目的トレーニングジム (トランポリン、タンブリング等)、メディカルおよびリハビリ施設、ダンススタジオ、300 人収容の宿泊施設、レクリエーション施設 (オリンピックサイズのスイミングプール、バスケットボールコート、テニスコート、サウナ等) 等がある。合衆国ナショナル女子体操、女子新体操、トランポリン&タンブリングチームがトレーニングを行っている。

V まとめ

連邦国家であるアメリカは、地方分権が徹底され国家主導型の直接的スポーツ政策を行う行政機関を置いていないところに特徴がある。従って、より具体的なスポーツ関連施策を他の国と比較して考える場合は、フィットネスおよび健康づくり施策と州が管轄している施策をみる必要がある。

1. キャンペーンを中心としたフィットネスおよび健康づくり運動

スポーツの政策を広くとらえると、国レベルではフィットネスおよび健康づくり政策として、1950年代から青少年の体力不足を契機にして創設された大統領直属型の機関に特徴がある。成人のフィットネスやスポーツそしてこれらに加え、オバマ政権では栄養の分野を加えた大統領フィットネススポーツ栄養審議会(PCFSN)が特別な機関として活動し、評価されている。今日は、保健福祉省の管轄にあるが、1970年代からヘルシーピープル(2000)キャンペーンを展開して広く国民に健康教育を広げてきた。それらの方法にはさまざまな工夫がなされており、たとえば、アーノルド・シュワルツェネッガー氏も長官を務めたように著名人を起用し注目を集め、また個人が挑戦することに対しての表彰制度、多くの関連機関との協力体制を組むなど、その広報を重要視している点が特徴である。この機関は国民の健康づくりの意識付けに貢献し、行政機関としての評価も高い。

2. 国家法による委任型のスポーツ政策

スポーツ政策は統括団体として国から委任されたアメリカオリンピック委員会(USOC)が実質的に担っている。1978年に連邦法規として成立したアマチュアスポーツ法によって全米の統括団体として認可された同委員会に、国はスポーツ政策を委任する形式をとった点に特徴がある。1970年代アメリカは国際競技力の点で相対的な威信低下の状況にあり、その原因の追及のために特別の委員会を立ち上げ、報告書を完成させた。報告書では、最大の原因を組織機関の紛争(アマチュア競技連盟(AAU)と全米大学競技協会(NCAA)の50年にわたる確執)と財政的問題と指摘し、その解決のためにアメリカオリンピック委員会を頂点とした縦構造を完成させた。そして、その傘下に、各競技団体、地域ベースのスポーツ団体、障害者、学校、軍隊、各種スポーツ団体を取り込んでいる。

アマチュアスポーツ法は、全体としては競技力向上に偏重しているものの、法律制定の過程で女性、障害者、マイノリティのスポーツ参加を奨励する条項を盛り込み、生涯スポーツの領域もその対象に含んでいる。また、1998年の改正でパラリンピックについても一般の競技者と同様に対象としている。

3. スポーツとビジネスにかかわる法制

スポーツ振興法規とともに、スポーツ代理人、スポーツ放送等についての法律も制定されている。(スポーツビジネス、産業関連)これらによって代理人の違法な行為を規制し、学生選手を保護すること、あるいはプロスポーツの存立を支えるための基盤が保障されている。

4. アメリカオリンピック委員会に対する民間からの財政的援助

アマチュアスポーツ法成立当時は、一部国庫援助を認めたことはあるが、その後、事業収入とともに民間(企業、市民)からの寄付、支援を中心に同委員会は独立採算型を採っている。ロサンゼルスオリンピック時の黒字からアメリカオリンピック財団(USOF)を設立し、近年、1年間に10億円から20億円程度を毎年援助している。

5. 税制の優遇と施設建設への支援

内国歳入法典によって、スポーツ団体については、①慈善事業、②教育事業、③国内外のスポーツの振興事業等を行う非営利の団体のいずれかに該当していれば、免税非営利公益法人となる。今日、アメリカオリンピック委員会もその対象となっている。その一方、アメリカの1つの特徴でもあるアメリカンフットボールとバスケットボール等の大学スポーツへの免税措置については、その興行的性格から見直しも検討されている。また、プロスポーツも含めたスタジアム建設費用への50パーセントを超える公金の支出も特筆すべき点といえる。

6. アスリートやコーチへの支援の充実

競技力向上に関しては、アスリート、コーチなどへの支援体制が充実している。数多くのナショナルトレーニングセンターの無償利用や、保険制度、授業料、奨学金制度などに特徴がある。特に近年はパラリンピックのための施設も充実してきている。またトレーニングセンターに対して自治体から援助がある。

7. 民間の指導者資格認定

直接的な政策ではないが、資格認定によるコーチの質の向上を目指していることも特徴といえる。国際的にも広がりを見せるいくつかの資格認定や学校関係の指導者に関するプログラムとして「アメリカ・スポーツ教育プログラム」、また全米スポーツ・体育協会のナショナルスタンダードなどによって質の高いスポーツ指導者の養成を目指している。

8. 障害のある者のスポーツへの配慮

メインストリーム運動の流れから、いくつかの障害者差別禁止法を基盤として、スポーツ活動もその1つとして保障される方向にあり、施設利用などでは進展している。パラリンピックなどの競技レベルの高いスポーツも法律により委任されたアメリカオリンピック委員会の管轄内にあり、ナショナルトレーニングセンターなどには障害者専用の施設も整備されている。

以上のようにアメリカは、国家レベルでの直接的なスポーツ政策を表すことは難しく、競技力向上、エリートスポーツについては、アメリカオリンピック委員会が中心を担っている。生涯スポーツについては、保健福祉省のキャンペーン、各州地域のレクリエーション・スポーツ部局や公園・レクリエーション部局による施策、YMCA等の社会教育機関・大学等による地域へのプログラム、商業スポーツ施設などが補完し合いながら、複合的に市民のスポーツへの参加機会を保障しているのが現状である。

【 参考文献・資料 】

- ASEP「About ASEP」 <http://www.asep.com/about.cfm>
- ASEP「ASEP Volunteer Coaches Education Program」 <http://www.asep.com/Administrators/CoachEd.cfm>
- ASEP「ASEP Professional Coaches Education Program」 <http://www.asep.com/courseInfo/curriculum.cfm>
- ACSM「Continuing Education」 http://www.acsm.org/AM/Template.cfm?Section=Continuing_Education1
- ACSM「Continuing Education」 http://www.acsm.org/AM/Template.cfm?Section=Continuing_Education1
- ACSM「Get Certified」 http://www.acsm.org/AM/Template.cfm?Section=Get_Certified
- アメリカオリンピック委員会(1989)アメリカオリンピック委員会定款, Colorado Springs.
- アメリカオリンピック委員会(2010)「2009 年年間報告書」
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/29954/U.S._Olympic_Committee_2009_Annual_Report_2.pdf
- アメリカ統計局(2000)「障害者調査」 <http://www.census.gov/prod/2003pubs/c2kbr-17.pdf>
- アメリカパラリンピック(2011) <http://usparalympics.org/resources/about-us>
- BOC「About US」 http://www.bocatc.org/index.php?option=com_content&view=article&id=27&Itemid=29
- BOC「Continuing Education」
http://www.bocatc.org/index.php?option=com_content&view=article&id=53&Itemid=56
- Chicago Park District「Board of Commissioners」
<http://www.chicagoparkdistrict.com/index.cfm/fuseaction/departments.board.cfm>
- Chicago Park District「Soldier Field」 <http://www.chicagoparkdistrict.com/index.cfm/fuseaction/parks.results.cfm>
- Chicago2016. <http://www.chicago2016.org/>
- DePauw Karen と Gavron Susan (2005)Disability Sport, 2nd ed., Human Kinetics
- Disabled Sports USA. <http://www.dsusa.org/about-overview.html>
- Epstein Adams (2003) 「Sports Law」 <http://www.usa-gymnastics.org/pages/post.html?PostID=6979>
- GWCCA ANNUAL REPORT 2010. <http://www.gwcc.com/about/docs/2010%20GWCCA%20Annual%20Report.pdf>
- Georgia Dome「About The Georgia Dome」 <http://www.gadome.com/about/Default.aspx>
- Georgia World Congress Center 「About the Authority」<http://www.gwcc.com/about/Default.aspx>
- ハワード・ハリス, マロニィ・デイビッド, ロザー・フランクリン(2009)「ヒューマンサービス:現代における課題と潮流」
第一出版.
- Bailey Steve (2008) Athlete first - A history of Paralympic Movement, Wiley-Interscience
- Glenn Wong (2010) Essentials of Sports Law, 4th ed., at 308 (Exhibit 7.4)
- Institute of Education Sciences, NATIONAL CENTER FOR EDUCATION STATISTICS 「College Navigator」
<http://nces.ed.gov/collegenavigator/>
- 池田勝(1991)ヘルシー・ピープル 2000-21 世紀へ向けてのアメリカの健康国家目標-体協時報 7 月『
21-23 頁。
- 井上洋一(1990)「アメリカのスポーツ法に関する研究-アマチュアスポーツ法の背景、成立、内容を中心として-」
体育学紀要、東京大学教養学部体育研究室 Vol.24, 3月、1-16 頁。
- 井上洋一(2006)「スポーツ固有法と国家法の衝突-障害をもつ者の競技参加と競技ルールの変更-」『多様な身
体への目覚め-身体訓練の歴史に学ぶ』アイオーエム
- 国際車いすバスケットボール連盟(1996) The 50th Anniversary of Wheelchair Basketball, International
NSCA「Certification」 <http://www.nscs-lift.org/Membership/WhyJoin/Benefits/certification.shtml>
- NSCA「CSCS 資格認定について」 <http://www.nscs-japan.or.jp/09p/cscs.html>
- NSCA「NSCA-CPT 認定資格について」 <http://www.nscs-japan.or.jp/09p/cpt.html>
- 日本体育協会 (1978) 『オリンピック競技に関するアメリカ大統領諮問委員会の最終報告書』
- PCFSN (2011)<http://www.fitness.gov/>
- PCOS (1977) The Final Report of the President's Commission on Olympic Sports 1975-1977 . Washington D.C.
- Soldier Field「Stadium History」 <http://www.soldierfield.net/content/stadium-history>
- Statute at Large 1978 -P.L.95-606
- Statute at Large 1998 -P.L.105-227
- SSF (1999)『米国オリンピック委員会 97-98 ファクトブック』
- 諏訪伸夫、井上洋一、齋藤健司、出雲輝彦編(2008)「アメリカのスポーツ政策」『スポーツ政策の現代的課題』
日本評論社、151-161 頁
- USOC:1991USOC FACT BOOK

USOC(2007) <http://www.USOC.org/>
USOC(2008)「About U.S.Paralympic Team」 <http://usparalympics.org/about-u-s-paralympic-team>
USA Gymnastics 「USOC designates USA Gymnastics National Team Training Center at Karolyi Ranch as newest U.S. Olympic Training Site」
USOC「USOC Affiliated Organizations」 <http://www.teamusa.org/resources/USOC-affiliated-organizations>
USOC「Annual Report 2009」
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/29954/U.S._Olympic_Committee_2009_Annual_Report_2.pdf
USOC「Coaching Education」 <http://www.teamusa.org/resources/USOC-sport-performance/coaching-education>
USOC「Executive Team」
<http://www.teamusa.org/about-USOC/USOC-general-information/leadership/key-executives>
USOC「U.S. Olympic and Paralympic Training Site Designation Plan」(2010)
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/32829/U.S._Olympic_and_Paralympic_Site_Designation_Plan_2010.pdf
USOC「Sports」 <http://www.teamusa.org/olympic-sports>
USOC「USOC Programs」 <http://www.teamusa.org/resources/USOC-programs>
USOC「USOC won't create central list of banned coaches」
<http://www.teamusa.org/news/2010/09/28/USOC-won-t-create-central-list-of-banned-coaches/38761>
USOC「U.S. Olympic and Paralympic Training Sites 2010 Fact Sheet」
http://assets.teamusa.org/assets/documents/attached_file/filename/34790/U_S_Olympic_and_Paralympic_Training_Site_2010_Fact_Sheet.pdf
USOC「About U.S. Paralympic Team」 <http://usparalympics.org/about-u-s-paralympic-team>
USOC「オリンピック・パラリンピック強化施設拠点」
http://s1.assets.usoc.org/assets/documents/attached_file/filename/41112/2011_Site_Fact_Sheet.pdf?1302643470
UNITED STATES DEPARTMENT OF LABOR 「Occupational Outlook Handbook, 2010-11 Edition」
<http://www.bls.gov/oco/oco2003.htm>

【 添付資料 】

図表 U-3-1 USOC 加盟団体 その1

オリンピック及びパンアメリカン競技種目部門	
夏季競技	冬季競技
1. アーチェリー	1. バイアスロン
2. バドミントン	2. ボブスレー・スケルトン
3. 野球	3. カーリング
4. バスケットボール	4. フィギュアスケート
5. ボクシング	5. アイスホッケー
6. カヌー/カヤック	6. リュージュ
7. 自転車	7. スキー・スノーボード
8. 飛び込み	8. スピードスケート
9. 馬術	
10. フェンシング	
11. フィールドホッケー	
12. 体操	
13. 柔道	
14. 近代五種	
15. ボート	
16. ヨット	
17. 射撃	
18. サッカー	
19. ソフトボール	
20. 水泳	
21. シンクロナイズドスイミング	
22. 卓球	
23. テコンドー	
24. ハンドボール	
25. テニス	
26. 陸上競技	
27. トライアスロン	
28. バレーボール	
29. 水球	
30. ウェイトリフティング	
31. レスリング	
32. ボウリング	
33. 空手	
34. ラケットスポーツ	
35. ローラースポーツ	
36. スカッシュ	
37. 水上スキー	

出典：USOC Affiliated Organizations より作成

図表 U-3-2 USOC 加盟団体 その2

その他の加盟スポーツ団体
◆地域オリンピック発展プログラム団体(Community Olympic Development Programs)(6)
Boys & Girls Clubs of Metro Atlanta
Midwest Weightlifting Club
Moorestown Weightlifting Club
San Antonio Sports Foundation
Springfield Greene Country Parks and Recreation
Utah Athletic Foundation
◆コミュニティー・パートナーズ(Community Partners)(10)
Bay Area Sports Organizing Committee
Colorado Springs Sports Commission
Harris County Houston Sports Authority
Lakeshore Foundation
Metro Denver Sports Commission
Miami-Dade Sports Commission
Philadelphia Sports Congress
Triangle Sports Commission
UCO Disabled Sports & Events
World Sport Chicago
◆複合スポーツ団体(35)
◇地域ベースのスポーツ団体(20)
Amateur Athletic Union (AAU)
Am. Alliance for Health, P.E., Rec. and Dance (AAHPERD)
American Legion Youth Activities
Boy Scouts of America (BSA), Venturing Division
Boys & Girls Club of America
Catholic Youth Organization (CYO)
Jewish Community Centers Association (JCCA)
National Association of Police Athletic Leagues (PAL)
National Congress of State Games (NSGA)
National Recreation and Parks Association
National Senior Games Association (NSGA)
Native American Sports Council (NASC)
Underwater Society of America (USOA)
U.S. Orienteering Federation (USOF)
U.S. Polo Association
USA Dance, Inc.
USA Rugby (USAR)
Young Men's Christian Association (YMCA)
Young Women's Christian Association (YWCA)
US Olympians Association
◇障害者スポーツ関連団体(7)
BlazeSports America
Disabled Sports USA (DS/USA)
Dwarf Athletic Association of America (DAAA)
Special Olympics
U.S. Association of Blind Athletes (USABA)
USA Deaf Sports Federation (USADSF)
Wheelchair Sports USA (WSUSA)
◇学校関連スポーツ団体(4)
National Association of Intercollegiate Athletics (NAIA)
National Collegiate Athletic Association (NCAA)
National Fed of High School Assoc. (NFHSA)
National Junior College Athletic Association (NJCAA)
◇軍隊関連スポーツ団体(4)
U.S. Armed Forces Sports - U.S. Air Force
U.S. Armed Forces Sports - U.S. Army
U.S. Armed Forces Sports - U.S. Marine
U.S. Armed Forces Sports - U.S. Navy

出典：USOC Affiliated Organizations より作成